

第一 議第一号から議第五十七号まで
第二 請願第三十二号
第三 一般質問

✠ ✠

- 第二号 三月五日

出席議員

四十五人

十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	三番	二番	一番
平野祐也君	澄川寿之君	伊藤英生君	中川裕子君	小川輝君	森益基君	山内房壽君	森治久君	黒田弘君	牧田秀憲君	今井瑠々君	平野恭子君	判治康信君	木村千秋君

第二号

三月五日

十六番
十七番
十八番
十九番
二十番
二十一番
二十二番
二十三番
二十四番
二十五番
二十六番
二十七番
二十八番
二十九番
三十番
三十一番
三十二番
三十三番

小松加田高長国水野酒布広若恩安藤今所
原岡藤中殿屋枝野村向俣瀬井田井本井

正 大 勝 光 慎 吉 美 正 敦 佳 恵 政 竜
太
尚 人 博 士 尚 征 郎 近 穂 薫 也 修 子 幸 忠 司 嘉 也

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

欠

席

議

員

四十番

平
岩
正
光
君

三十四番
三十五番
三十六番
三十七番
三十八番
三十九番
四十一番
四十三番
四十四番
四十五番
四十六番
四十七番
四十八番

猫 岩 玉 尾 村 森 佐 伊 川 伊 渡 野 水
田 井 田 藤 下 藤 藤 上 藤 辺 島 野
豊 和 義 貴 正 武 秀 哲 正 嘉 征 正
太
孝 郎 浩 昭 夫 弘 彦 光 也 博 山 夫 敏
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	総務課長	議事調査課長	議事調査課管理調整監	同 課長補佐	同 課長補佐	同 係長	同 係長	同 主査	同 主査
山田	桂川	若野	大平	水野	西野	佐藤	遠藤	脇若	横田
恭	義彦	明	右	裕	人	子	輔	香子	直道

説明のため出席した者の職氏名

知事	副知事	会計管理者	総務部長	清流の国推進部長	危機管理部長	健康福祉部長	健康福祉子ども・女性局長	商工労働部長	観光国際部長	農政部長	教育部長	警察本部長
江崎	大森	丸山	三木	市橋	平野	丹藤	堀	兼松	崎浦	足立	堀	三田
禎	康		文	貴	孝	昌	智	伸	理	葉	貴	豪
英	宏	淳	平	仁	之	治	考	和	加	子	雄	士
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君



三月五日午前十時開議

○議長（水野正敏君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

+++++

○議長（水野正敏君） 諸般の報告をいたします。

書記に朗読させます。

（書 記 朗 読）

請願書の受理について

請願第三十二号 長良川河口堰の運用見直しとゲートの試験的開放の議決を求める請願を受理しました。

職員に関する条例に対する意見について

人事委員会委員長から令和七年二月二十八日付をもって、議第二十九号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議第三十号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について及び議第三十二号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、異議がない旨の回答がありました。

監査結果等の報告の提出について

監査委員からお手元に配付のとおり、令和七年二月二十八日付をもって、地方自治法第百九十九条第九項の

規定により定期監査及び財政援助団体等監査の結果について並びに地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により例月出納検査の結果に関する報告の提出がありました。

+++++

○議長（水野正敏君） 日程第一及び日程第二を一括して議題といたします。

+++++

○議長（水野正敏君） 日程第三 一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。四十五番 尾藤義昭君。

〔四十五番 尾藤義昭君登壇〕（拍手）

○四十五番（尾藤義昭君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、県政自民クラブを代表し、通告に従い、県政の諸課題について順次質問をさせていただきます。

まずは、第五十六代岐阜県知事に御就任されましたことを、県民を代表して心よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。

私も当初から携わってきた一人として、これ以上の喜びはございません。今日は、知事が御当選された日に

着用しました背広とネクタイをつけて議場に立ちました。

知事は前回の選挙の翌日から四年の間、約千五百日にわたり、この山紫水明な岐阜県をくまなく行脚されました。本県には海拔ゼロメートルの平地から三千メートル級の山々が連なっています。想像するだけでも大変な道のりだったのではないかと思います。しかし、そのような中で、地域に暮らす方々と素朴な会話を重ねることで、様々な課題や思いを直接お聞きになられたのではないのでしょうか。

また一方、選挙中には、中津川市にできるリニア中央新幹線の新駅を生かしたまちづくりについて、東濃地域以外でもよくお話をされていました。その際、住民の方々からは、正直この辺りにはあまり関係ないよという声もあつたそうです。こうした地域ごとの温度差を、知事御自身が肌で感じてこられたことと思います。実際、この広い岐阜県では、それぞれの地域に異なる魅力や事情があり、そこに暮らす方々の思いも大きく異なるのは当然のことです。

そこで、知事は多くの地域の皆さんとたくさんのお話をしてこられた中で、岐阜県の未来をどのように考え、そしてこれからどんな岐阜県を目指していけるのかお尋ねをいたします。

ここで一回目の質問を終わります。

○議長（水野正敏君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆様、おはようございます。

また、ただいま御質問いただきましてありがとうございます。

まずは、私が思います岐阜県の未来像についてお答えをいたします。

議員御指摘いただきましたように、令和三年の岐阜県知事選挙以来四年間、県内全ての市町村を回り、県民の皆様の思いや御意見を広く伺ってまいりました。その中で特に強く感じましたのは、各地で人口減少が進む中、多くの方が未来に対する不安や閉塞感を感じているということです。

岐阜県は日本の真ん中であって、広大な山林や肥沃な農地、すばらしい温泉、おいしい食べ物、世界に誇る伝統文化や歴史遺産など、地域の発展に役立つ資源が県内至るところにあり、全国的に見ても大変恵まれた地域です。しかしながら、毎年民間企業から発表される都道府県魅力度ランキングでは、近年一貫して三十位台半ばから四十位辺りを低迷しております。また、ネット上のアンケートではありますが、どこにあるか分からなくなりがちな都道府県ランキングでは最下位になるなど、県外に対する発信が十分に行われているとは言い難い状況にあります。

そしてまた、これも議員が御指摘にされましたけれども、日本全体の人や物の流れは大きく変わり、岐阜県の潜在力を大きく飛躍させる可能性があるリニア中央新幹線に対しても、駅ができる東濃以外の方からは、自分の地域には関係ないといった発言があったのは、大変残念と言わざるを得ません。

今、私たちに求められているのは、県内にある資源を十分に生かし、自分の周りだけを見るのではなく、より多くの視点で物事を捉え、地域が連携して課題の解決に取り組むことです。県内各地を回中で、現場には課題とともにその答えもあることを確信しております。これまでの当たり前を見直し、若者や女性、さらには高齢者や障がいのある方が活躍できる環境を整えることで、安心とワクワクにあふれる地域をつくり、ひいては人やモノが集まる岐阜県の実現につながると考えております。

さらに、日本が抱える様々な課題をいち早く岐阜県が取り組み、法制度の見直しも視野に入れた解決策をこ

の岐阜県から発信することができれば、全国の注目を集め、若い人たちが夢と誇りを持てる岐阜県になるものと確信しております。以上です。

○議長（水野正敏君） 四十五番 尾藤義昭君。

〔四十五番 尾藤義昭君登壇〕

○四十五番（尾藤義昭君） それでは引き続き、今後の県政運営の基本方針について五点お尋ねをいたします。

まず、未来をつくる知事の手法についてお尋ねいたします。

前古田知事は、一期目の選挙戦から現場主義と対話重視を盛んに訴えておられました。しかし、長い在任期間の中で現場を訪れる機会が次第に減っていったのではないかという声を今回の選挙戦で耳にすることがありました。こうした指摘は他の首長にも当てはまるかもしれません。

一方、江崎知事は、選挙戦を通じて政策の課題も答えも現場にあつたと強く訴えられ、私もそのお考えには大いに共感しております。どうかその初心を忘れず、これからも積極的に地域を訪ね、皆さんの声を丁寧に聞き続けていただきたいと思います。そうした地道な活動が続けることで、地域ごとに異なる魅力や課題をさらに深く掘り起こせると確信しています。

また、知事はもちろん県民の代表であると同時に、我々県議会議員もそれぞれの地域を背負う県民の代表であります。そうした中、私どもも真摯に地域の声をお聞きし、その課題や期待を知事に届けてまいります。時には厳しい意見を申し上げることもあるかもしれませんが、全ては県民の幸せと県政の発展を願うことでありますので、しっかりと耳を傾けていただきたいと思います。

さらに、今回の選挙戦では、前古田県政に対して県の目配りが四十二市町村に等しく行き届いていなかった、

真の意味でオール岐阜になつていなかったのではないかと、この声も聞かれました。今後、多くの課題を乗り越えて、安心とワクワクにあふれる岐阜県をつくり上げるには、真に一丸となる体制が欠かせないと考えています。そこで、自らが描く未来像を実現するため、具体的にどのような手法をお考えなのか、知事にお尋ねします。

次に、次期総合戦略の策定についてお尋ねします。

知事の政策を着実に実現するためには、新たな県の戦略が必要だと考えます。本県の最も重要な総合計画である「清流の国ぎふ」創生総合戦略は、令和五年三月に策定され、令和九年度までを計画期間としています。しかし、知事の政策方針を的確に反映し、施策の実効性を一層高めるためには、早急にこの戦略を改定する必要があるのではないですか。

一方、国では十年以上にわたって地方創生を進めてきたものの、人口の東京圏への集中や経済成長の鈍化、少子化の加速など、十分な成果が得られていないのが現状です。こうした現状を受け、石破政権は令和の日本列島改造を掲げ、地方創生をさらに強化するとしています。

本県としても、このような国の動きに呼応し、有効な地方創生策を再検討する必要があります。特に二十年前に誕生しました新知事に対しては、多くの県民が新たな風を期待しております。その期待に応えるためにも、新知事ならではのビジョンを示し、県民との対話や総合戦略の見直しを通じて、具体的な方策を打ち出すことが求められております。

そこで、「清流の国ぎふ」創生総合戦略を見直すことについて、知事の御所見をお尋ねします。次に、政策オリンピックの狙いと進め方についてお尋ねします。

知事は、十の目指すべき目標を実現するため、県民の皆さん方からアイデアを募集し、その中から優れた政策を選ぶ政策オリンピックを実施すると表明されています。こうした取組は、県民の県政への参加意識を高め、多様な視点を取り入れる上で効果が期待される一方、参加者が特定の団体や熱心な一部の層に偏らないよう、募集方法や広報の工夫が必要です。

また、選ばれる政策の評価基準が不透明だと、不公平感や不正への疑いが生じる可能性もあります。さらに、どんな斬新なアイデアでも、法的制約や財政面のハードルが高ければ、実現可能性や費用対効果を十分に検証しなければなりません。

そこで、政策オリンピックの狙いと今後のスケジュールや体制、そして予算への反映をどのように進めていくお考えなのか、知事にお尋ねします。

次に、県財政の運営方針についてお尋ねします。

前古田県政が発足した当時、県は公債費の増加によって深刻な財政危機に陥り、財政再建に多大な時間とエネルギーを費やすことになりました。その結果、古田カラーを打ち出す時期が遅れたとも言われております。

現在も社会保障関係経費や公債費の増加によって、県財政は再び厳しさを増していると認識しています。さらには、今年一月の日銀の追加利上げに伴う金利上昇や、いわゆる年収百三万円の壁の見直し、海外景気の下振れリスクや米国の関税政策の影響などにより、県財政を取り巻く環境は一段と不透明になっていると言えます。こうした状況下にあつて、県財政の健全化は県政の重要課題であろうかと思っております。

一方で、知事には、江崎カラーを早期に打ち出し、県民の大きな期待に応えていただくことも求められております。また、歳出削減だけでは経済を成長軌道に乗せることは難しく、企業誘致や新たな産業の創出、中堅

中小企業の育成などを通じた歳入の拡大が不可欠であります。そのためのインフラ整備にも積極的に取り組むべきだと考えます。

そこで、知事は現在の県財政をどのように認識し、今後どのような方針で財政運営を進めるお考えなのかお尋ねします。また、仮にいわゆる年収百三万円の壁が与党案のとおり年収上限つきで百六十万円に引き上げられた場合、県財政への程度の影響があると見込まれているのか、総務部長にお尋ねをいたします。

次に、県職員の働き方改革などについてお尋ねします。

県職員の皆さんは、知事の目指す方向を具体的な施策に落とし込み、円滑に進める上で欠かせない存在であります。その職員の皆さんのモチベーションを高め、能力を十分に引き出すためには、働き方改革や働きやすい職場環境の整備が不可欠だと考えます。

実際、時間外勤務の実績、年次有給休暇の取得状況、人口十万人当たりの職員数、ラスパイレス指数などを見ても、本県はいずれも全国順位が低く、改善が急務となっております。知事も就任後、まずは職員の働き方改革に取り組みたいとおっしゃっておられました。その具体的な方策に大いに期待しておるところでございます。

私自身、通年ノーネクタイの導入を提案してきましたが、これは少しでも快適に業務に集中できる環境づくりの一例であります。実際、お隣の三重県や愛知県では既に通年の軽装勤務を導入されていますので、本県でもぜひ再検討してはいかがでございましょうか。

さらには、生産性や職場の魅力を高めるためには、業務の合間にリフレッシュできる場所があることも大切であろうかと思えます。そこで、一つの案として、県庁敷地内に喫煙所を設置することも改めて考えてはどう

でしょうか。もちろん、これにつきましては賛否両論があることは十二分に理解しております。望まない受動喫煙を完全に防ぐ厳格な分煙対策が必要でし、決して愛煙を推奨するものではありません。ただ、来庁された方々が用事を済ませた後、一息つける場所があると助かるという声をよく耳にします。職員の皆さんも、そうした場所を適切に利用すればリフレッシュできる面もあるかと思っています。

この件について、県は岐阜市の保健所にもいろいろ相談されておられるのではないかと思います。旧県庁舎の取壊しが進む今、健康増進法の例えば特例を活用して、この広い敷地のどこか一か所だけでも喫煙スペースを設ける価値があるのではないのでしょうか。それは無理ですとか、できませんとか否定するのではなく、どうすれば実現するのかを前向きに御検討いただきたいと思っています。県民の皆さんが理解しやすい形で御説明をお願いしたいと思います。

また、健康管理という観点から考えれば、喫煙だけではなく、飲酒習慣への配慮も重要であります。例えば、職員自らが週に一度はお酒を飲まない休肝日をつくるなどの取組があってもよいのではないのでしょうか。

県庁が完成して二年が経過しましたが、今こそ職場環境を総点検し、さらに改善できる部分を洗い出す時期だと考えます。あわせて、社会情勢の変化に柔軟に対応できる組織風土をつくることも非常に大切です。

知事は四年間で県内を地球四周分に相当する距離を移動されたとお聞きしております。その行動力や強い信念に敬服する一方、職員の皆さんが遠慮して意見を言いつらくなるのではないかという懸念もあります。たとえ知事のお考えとは違っても、職員の皆さんが萎縮せず堂々と意見を伝えられるような風通しのよい組織づくりをぜひ進めていただきたいと思いますので、お願いいたします。

こうした取組を積み重ねることは、優秀な人材に岐阜県で働きたいと思ってもらう上でも欠かせません。そ

こで、知事御就任から約一か月がたちました。実際に接してこられた職員の皆さんの印象はいかがでございましょうか。また、今後、県政を共に進めるに当たり、職員の皆さんにはどのような姿勢や心構えを期待されているのでしょうか。そして、職員の皆さんにその持てる力を最大限發揮していただくために、私の提案も含め、具体的にどのような働き方改革や職場づくりを進めていくお考えなのか、併せて知事にお尋ねします。

ここで、第二回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野正敏君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 最初に、私が描く未来の姿、その未来をつくる手法についてお尋ねをいただきました。

私は、今回の知事選挙に際しまして、安心とワクワクにあふれ、人やモノが集まる岐阜県をつくるため、四年間にわたって県民の皆様からお伺いした思いや御意見を基に、十の目指すべき目標をまとめてまいりました。令和七年度当初予算案は、この十の目指すべき目標を実現するため、従来の事業全体を再編した上で、直ちに取り組むべき事業を加えて新たに再編したところでございます。

具体的な取組に向けましては、県民参加型による課題解決を目指し、県民の皆様や市町村をはじめ各種団体からアイデアや具体的な事業の実施方法などを募集し、優れた取組を支援する政策オリンピック、こうした手法も活用したいと考えております。加えて組織面では、未来創成局を新設し、政策を部局横断で練り上げるとともに、国の施策を忠実に実行するだけではなく、国に対して法制度の見直しも視野に入れた政策提案も行ってまいります。政策の実施に当たりましては、市町村と連携を取りながら、一体となつて課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、総合戦略の策定、あるいは総合戦略の見直しについてお尋ねがありました。

現行の総合戦略は、計画期間を令和五年度から令和九年度としており、現在二年目を迎えているところでございます。この戦略の目的は、人口減少・少子高齢化を克服し、地域の活力を失うことなく、安全・安心で持続可能な社会を目指すものと承知しております。

本戦略の目指す方向性は、安心とワクワクがあふれる社会を目指すものと同じでございまして、直ちに戦略そのものを改定しなければならないとは今のところ考えておりません。まずは、十の目指すべき目標の観点から、早急に対応すべき策について企画・立案し、足りないものを追加しながら的確に実施していくことが重要だと考えております。その上で、本県を取り巻く環境は大きく変化し、政策の方向性の転換が必要になった場合などには、計画期間中であっても戦略の見直しを行ってまいります。

次に、政策オリンピックの狙いと進め方についてお答えを申し上げます。

政策オリンピックは、十の目指すべき目標を実現するために、県民の皆様や市町村をはじめとした各種団体から優れたアイデアを御提案いただき、必要な政策を企画・立案、実施するための手法の一つです。

政策オリンピックの実施に当たりましては、子供たちも含めたより多くの方から課題解決に向けたアイデアやその具体的な解決方法を御提案いただけるよう、仕組みを工夫してまいります。

効果が検証されました優れた提案につきましては、県が事業化するか、あるいは実施する団体を支援し、同様の課題を抱える他の地域に広げていく、いわゆるトップランナー方式によって政策を県内外に展開してまいります。さらには、法制度の見直しが必要と考えるものについては、国に対して積極的に政策提案するなど、日本の抱える課題に果敢に取り組んでまいります。

現在、閉塞感を感じておられる県民の皆様、とりわけ若者にとつて、社会を変える取組に参画するという体験こそが、県政を身近なものと感じ、ふるさとに対する誇りと愛着を育てることにつながると考えております。政策オリンピックの具体的な実施方法やスケジュールなどにつきましては、本年四月に新設を予定しております。当初予算におきましても、鳥獣害対策としてのニホンザル対策のモデル事業と、災害対策としての住民参加型の避難訓練、この二つのテーマにつきましては、県民の皆様からアイデアを募集し、政策オリンピックを実施してまいりたいと考えております。

次に、県財政の現状認識と今後の財政運営方針についてお答えをさせていただきます。

本県の財政は、議員御指摘のとおり、残念ながら大変現状でも厳しいという認識でございます。

実は、私が商工労働部長であった十数年前ですが、起債許可団体に本県は陥っております。財政危機という状況を経験しておりますが、当時、こうした財政危機を回避するための対応策として、県債の償還期間を二十年から三十年に変更し、当面の公債費負担を先送りしたという経緯がございます。その結果、そこで先送りした分を今後返還していく必要があるほか、ここ数年の間、公共事業予算の増額に伴う県債発行の増加によりまして、借金の返済である公債費は増加が続く見込みでございます。

現在、令和七年度における裁量性のある予算は、県費ベースで百五十八億円です。仮にこの金額を借金の返済である公債費の増加額が上回った場合には、県の裁量で行える政策の予算が確保できないということを意味いたします。

ちなみに、今年度、すなわち令和六年度の補正後の県債発行額は八百二十六億円となっておりますが、仮に

今後も毎年同じ額を発行し続けたとした場合、公債費は令和七年度の一千百四十四億円から令和十四年度には一千三百六億円となり、すなわち差額百六十二億円増加で百五十八億円を上回るということが見込まれます。この段階で政策の自由度はなくなります。これはすなわち、県単事業はもちろん、県の負担が発生する国の事業も受けることができなくなるということを意味するものでございます。

しかしながら、こうした厳しい財政状況にあっても、目指すべき十の目標を実現するため、県としてしっかりと必要な政策を実施していかなければなりません。このため、今後の財政運営は、県の裁量性のある予算を有効に使い、従来と同等あるいはそれ以上の事業効果を生む知恵と工夫を生かした事業実施によって、真に必要な事業を行うとともに、ピンポイントで政策効果を得るきめ細かい施策の重点化、この二つを基本スタンスとして進めてまいります。

まず、知恵と工夫を生かした事業実施では、県費のみで実施する事業を極力減らして、国の補助金や交付金を活用するとともに、本県が全国モデルとなる事業を企画・立案することで、新たな補助制度の創設を国に提案してまいります。

また、きめ細かい施策の重点化として、今回提案しております多胎児、すなわち双子や三つ子の育児を行う家庭への出産祝い金や児童養護施設などで生活する児童への支援金の拡充といったように、自治体ならではのきめ細かな施策を設計するなど、より現場の声を反映したためり張りある予算編成を行ってまいります。

そして、県職員に対する印象と期待、そして職員が持てる能力を発揮できる働き方や職場づくりについてお尋ねがありました。

先月六日の知事就任以降、直ちに新年度の予算編成や組織の見直しを行いました。職員の皆さんの努力に

よって、極めて短い時間で十の目指すべき目標に沿った内容に仕上げることができました。現在も職員の皆さんと幅広く議論を重ねているところですが、その印象はすばらしいの一言に尽きます。

その上で、職員の皆さんには、まず政策の課題だけでなく、その答えも現場にあるとの認識の下、現場に足を運び、県民の皆様の声に直接耳を傾けていただくことをお願いしたいと思っています。そこで伺った課題に対しては、これまでの知識や常識にとらわれることなく、何が必要かを掘り下げ、政策を練り上げていただきたいと思っています。

ちなみに、先ほど議員から御指摘いただきましたノーネクタイや喫煙所の開設につきましても、実は職員の皆さんとかなり突っ込んだ議論を行ってみました。

議員御指摘のとおり、職員がその能力を十分に発揮するには、職員自身が健康であることが必要です。特に、難しい仕事や大変な作業に取り組んだ後は充実したプライベートの時間を過ごすといった、オン・オフをしっかりと切り替えることができる職場環境が重要です。他方、今後岐阜県が直面する様々な課題に対処するに当たり、その先頭に立つべき県職員が率先して範を示すことも必要です。そのためには身だしなみも重要であり、ネクタイの着用は相手方への敬意や礼儀正しさを表す手段の一つです。また、ネクタイが持つ体温調節といった本来の機能を考慮すると、夏場のノーネクタイは推奨いたします。しかしながら、冬の期間まで拡大することには慎重であるべきとの結論に至りました。

また、県庁敷地内への特定屋外喫煙場所の設置につきましては、たばこを吸う人、吸わない人、その双方から率直な意見を伺い、議論を行いました。その結果、喫煙が健康面に及ぼす影響に加え、県職員が県庁敷地内で喫煙する姿を県民の皆様にお見せするのは望ましくないという意見が多数ありまして、特定屋外喫煙場所の

設置はしないという判断に至っております。もちろん、喫煙そのものは法律で禁じられるわけではありませんので、職員の休憩時間中にルールを守った上で喫煙することについては尊重しつつ、職員の意見を丁寧に聞きながら、健全な職場環境づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（水野正敏君） 総務部長 三木文平君。

〔総務部長 三木文平君登壇〕

○総務部長（三木文平君） 年収百三万円の壁の引上げによる県財政への影響についてお答えします。

いわゆる年収百三万円の壁が百六十万円に引き上げられることによる県財政への影響として、個人県民税の減収と国の所得税が減少することによる地方交付税の減収が考えられます。

まず、個人県民税所得割は前年の所得に課税するものであるため、令和七年度の税收には影響しません。令和八年度以降は全国の影響額を基に機械的に試算をしますと、約四億円の減収が見込まれます。しかし、地方財政制度上、この四分の三は地方交付税で補填されることから、実質的な県財政への影響額は約一億円になると考えております。

また、地方交付税については、与党による予算修正案では、令和七年度に関してはこの制度改正による所得税減少分の地方交付税の減額は行わないとされておりますが、引き続き国の状況を注視してまいります。

○議長（水野正敏君） 四十五番 尾藤義昭君。

〔四十五番 尾藤義昭君登壇〕

○四十五番（尾藤義昭君） 続きまして、政策方針についてお尋ねをいたします。

知事は選挙戦で十の目標を掲げられましたが、これは知事が県内各地を訪れ、県民の声を直接お聞きになる

中で生まれたものだとは伺っています。それゆえ、この十の目標には県民の大きな期待が込められているということだと思っています。そこで、これらの目標を実現するため、今後どのような政策を展開されるのか、順に質問をさせていただきます。

まず、本県の最大の課題として人口減少が上げられます。

将来推計では、二〇五〇年には県内の多くの市町村で大幅な人口減少が見込まれ、中山間地域などでは特に深刻だと予想されております。こうした人口減少は、地域経済の活力低下や生活サービスの縮小、労働力不足、社会保障の負担増など、様々な問題を引き起こす可能性があります。そのため、社会減、自然減への対策を続けながら、人口が減少しても多様性と成長力を維持できる社会をつくることが重要だと考えております。

選挙戦の中で知事は、地方都市の人口減少の課題は、出生率よりも若者や女性の流出にあると指摘されました。さらに、十の目標の一番目に、若者や女性が持てる力を発揮できる働き方や職場をつくると掲げ、長時間勤務を望まない方でも働きやすい勤務体系や魅力的な業務の拡大に取り組みとお聞きしております。また、これらの取組は、中小企業の生産性向上にもつながるとおっしゃっています。

そこで、こうした働き方や職場づくりを実現するため、今後どのような取組を進めていかれるのか、知事にお考えをお尋ねいたします。

また、若者や女性が住みたい、働きたいと思える地域をつくるには、働き方改革や魅力的な業務の拡大だけではなく、伝統的な性別による役割分担意識の解消や子ども・子育て支援の充実など、総合的な取組が必要だと考えます。

そこで、若者や女性に選ばれる地域づくりを進めるため、今後どのような取組を進めていかれるのか、子ど

も・女性局長にお尋ねいたします。

次に、人生百年時代における福祉政策についてお尋ねします。

本県は、人口減少社会を迎えると同時に、人生百年時代へと突入しようとしております。高齢者や障がいのある方が、地域や社会の一員として生き生きと活躍できる仕組みづくりがますます重要になると考えます。県の世論調査では、高齢者福祉のさらなる強化を望む声が最も多いという結果が出ています。知事も、「お年寄りや障がいがある方が活躍できる場や居場所をつくる」を目標の一つに掲げ、企業の業務細分化や地域での教育・文化の伝承活動の支援など、新たな施策を進めるとお聞きしています。

そこで、人生百年時代にふさわしい安心とワクワクの実現に向け、今後の福祉政策をどのように進めていくのか、知事にお考えをお尋ねいたします。

次に、災害などに強いインフラの整備についてお尋ねします。

近年、豪雨や台風による洪水、土砂災害が激甚化・頻発化しているほか、南海トラフ地震など大規模地震の発生も懸念されています。こうした災害による被害を最小限に抑えるためには、河川や道路、橋梁などのインフラを強化して住民の安全を守るとともに、迅速な避難や救助活動を可能にすることが必要であります。また、日本のど真ん中にあるという強みを生かす上でも、道路網の整備は欠かせません。

知事が掲げる、安心とワクワクにあふれ、人やモノが集まる岐阜県を実現するには、目標の一つである災害などに強いインフラの整備を着実に進める必要があります。県内では、東海環状自動車道西回り区間や国道二十一号岐大バイパス岐阜市内立体、濃飛横断自動車道、東海北陸自動車道の四車線化などの道路網の整備のほか、木曽川水系連絡導水路事業や新丸山ダム建設事業などが計画されており、一つ一つを確実に進めることが

求められております。

また、埼玉県八潮市では、老朽化した下水道管路の破損に起因すると思われる道路陥没が発生いたしました。今後は、下水道だけではなく橋梁やトンネル、河川、上水道、公共施設など建設後五十年以上を経過する施設が増えていき、社会資本の更新がさらに大きな課題になります。そのため、予算と事業規模を確保しつつ、災害対応に当たる建設業者の育成を進めながら、災害などに強いインフラ整備を加速していくことが重要であります。

そこで、県財政が極めて厳しい状況の中ではありますが、知事は今後どのような方針で災害などに強いインフラの整備に取り組まれるのか、お考えをお尋ねいたします。

次に、農業の振興についてお尋ねします。

本県では、多様な地形と気候を生かし、飛騨地方では高冷地野菜、美濃地方では米、麦、大豆など様々な農作物が栽培されており、飛騨牛などの畜産物も有名であります。こうした農業は、地域経済の活性化や食料の安定供給にとって大変重要であります。農業者の高齢化や後継者不足、中山間地域の耕作放棄地や鳥獣被害、さらに気候変動による作物への影響など課題が山積しております。一方、大消費地であります名古屋が近いという地理的優位を生かした販路拡大や、日本食ブームを背景とした輸出促進も重要なテーマであります。

知事は、「鳥獣害のない里山を作り多様な価値を生む農業を推進する」と目標に掲げ、地消地産を基本とする高付加価値の有機、農薬不使用の環境調和型農業や体験型農業施設の整備などに取り組みとお話しされております。

そこで、今後どのように本県の農業の振興を進めていかれるのか、知事にお考えをお尋ねいたします。

次に、鳥獣害対策についてお尋ねします。

本県には多くの中山間地域があり、近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなどによる被害が深刻化しています。農作物や森林資源だけではなく、交通事故や人的被害も生じており、特に中山間地域の農家の方々は食害による大きな経済的損失を抱えています。こうした状況を改善するには、行政や地域住民、猟友会、専門家などが一体となった包括的な取組が必要です。しかし、猟友会の高齢化に伴う担い手不足も課題であり、警察や農政部OBといった実務経験者の活用などもこれから考えていかなければならないと思います。

知事は、日本で一番しっかりとした鳥獣害対策を行いたいと強い意欲を示され、ドローンや人工衛星による位置把握、広域的な狩猟チームの編成、里山の手前での撃退手法の確立、さらには山頂付近への餌となる木の植樹など、多角的な対策を進めたいとおっしゃっておられます。

そこで、日本で一番しっかりとした鳥獣害対策を今後どのように進めていかれるのか、知事のお考えをお尋ねします。

ここで三回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野正敏君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） まず、人口減少時代における若者や女性に選ばれる地域づくり、あるいは若者や女性が持てる力を発揮できる働き方や職場づくりについてお尋ねをいただきました。

本県では、若者、特に若い女性の流出が顕著であり、人口減少の大きな原因となっております。その背景として、多くの企業が長時間労働による生産規模拡大というかつての成功モデルから抜け出せず、従業員の採用

に当たっては、若くて体力があり、残業ができる人材を求める傾向があるように思います。また、男性・女性といった性差への偏見、古い価値観の押しつけなど、職場において若者や女性の意見が反映されにくく、力を発揮できる場が見いだせない結果、就職時における県外流出に歯止めがかからない状況にあると考えられます。企業における人材不足は、これまでの間は専ら外国人労働者に頼る傾向がありました。しかしながら、昨今の円安による給料の目減りや特定技能といった転職を可能とする制度の導入によって、外国人労働者の確保も難しくなっております。

こうした状況を打開するには、企業における人材活用の在り方を見直し、新たなビジネスモデルの転換が必要と考えております。具体的には、子育て中の女性や多様な価値観を持つ若者などがやりがいを持って働くことができる魅力的な働き方を実現するとともに、企業にとっても従業員に最も生産性が高い働き方をしていたく、いわゆる働いてもらいたい方改革と呼んでおりますが、これを推進していくことが必要だと考えております。実際、県内を回ってみますと、子育て中の女性による極めて生産性の高い働き方を実現している精密機械メーカーや、勤務時間を従業員自らが決めることによって飛躍的に生産性を向上させ、売上げを十年間で十倍以上に伸ばしている企業があります。また、育児休業などで欠員が生じた業務をリモートワークに切り替えるなどして、子育てと能力を生かせる仕事の両立を促進しているスタートアップ企業も存在しております。今後は、こうした先進事例を広く紹介するとともに、商工会や商工会議所とも連携し、働いてもらいたい方改革に取り組む事業者を重点的に支援するなど、企業文化の転換と新たなビジネスモデルの定着を図ってまいります。

他方で、短時間勤務や副業を進めるに当たって、社会保険の在り方や労働時間管理の問題など留意すべき問題もあり、事業者や働き手の意見を伺いながら、必要に応じて国に対する制度的な提案も行なってまいります。

こうした方向性を岐阜県から明確に発信することで、若者や女性の県外流出に歯止めをかけるとともに、県外からの就職希望者を増やす、さらには、高齢者や障がいのある方の活躍の場を増やすことによって、企業の人材不足にも対応してまいりたいと考えております。

次に、人生百年時代における福祉政策についてお答えをいたします。

人は必ず年を取り、健康もいつかは失われます。だからこそ、医療や介護に頼らなければならなくなったときに手厚いサービスが受けられるよう、医療財政や介護制度を維持することが重要でございます。そのためには、お年寄りや障がいのある方が少しでも長く健康で活躍できる場を提供することや、仮に独り暮らしになっても安心して過ごせる居場所をつくることが、人生百年時代における福祉政策の基本だと考えております。

特に、高齢者の免疫力を高め、長く健康を保ち続けるためには、誰かの役に立っているという実感が重要であり、こうした考えの下、安心とワクワクにあふれる福祉政策を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、今申し上げました働いてもらい方改革の推進によりまして、高齢者や障がいがある方でも無理なく働ける環境を整備し、社会のプレーヤーであり続けられる機会を拡大してまいります。さらには、伝統文化に根差した地域活動、芸術やスポーツなど、より豊かな時間を過ごせる機会の拡大、地域の子供の見守りや子ども食堂、地域食堂など社会参画の機会も拡充してまいりたいと考えております。その上で、地域包括ケアの充実による認知症予防、在宅医療・介護連携のほか、介護ロボットやICTを活用した高齢者や障がい福祉サービスの質の向上と、介護現場の負担軽減に向けた取組を進めてまいります。

そして、今後、特に力を入れたい取組といたしましては、岐阜モーニングプロジェクトがあります。これは、

喫茶店のモーニングサービスを活用することによって、高齢者が自宅に閉じ籠もることなく、毎朝喫茶店に通い、栄養のある食事、モーニングサービスですね、これを取り、仲間と談笑する機会を確保することで、免疫力の向上による健康維持と安否確認を可能にするという取組で、今後、県内全域に広げてまいりたいと考えております。

また、障がいのある子供たちが親亡き後も安心して暮らせるよう、活躍の場や居場所の提供など、総合的なケアサポートシステムの構築を図ってまいります。

次に、災害などに強いインフラの整備についてお答えをいたします。

道路、河川、上下水道など社会インフラは県民生活の礎であり、安心とワクワクをテーマに、人やモノが集まる岐阜県を実現するための土台とも言え、災害に強いインフラの整備は重要な政策課題であると認識しております。

本県では、能登半島地震を受け、直ちに震災対策の見直しを行い、今議会に上程しております岐阜県強靱化計画に盛り込んだ道路ネットワークの整備、水害・土砂災害対策、社会インフラの長寿命化といったハード対策を着実に進捗させていく必要があります。

一方で、先ほどもお答えしましたように、県の財政は極めて厳しい状況が続くものと見込んでおります。こうした中、国では令和三年度から約十五兆円規模で実施中の防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策に続く新たな計画として、国土強靱化実施中期計画を、前回を上回る予算規模で本年六月をめどに策定する方針であるというふうに伺っております。

本県としましては、新計画の下で少ない自己資金で必要な事業を実施する、いわゆるレバレッジ効果の高い

事業を実施すべく、国の補助金や交付金の活用を図ってまいります。

また、事前防災の観点から、国による望ましい支援の在り方や効果的な防災対策を検討・研究し、国に政策提案してまいります。さらに、地域の自治会と協力した住民参加型の避難訓練の支援や、他県からの避難者や観光客などの受入れを想定した避難対策の検討など、新たに取り組みべきソフト事業も実施してまいります。限られた財源の中で、ハード・ソフト対策のバランスを図りつつ、それぞれの緊急性や優先順位、事業効果、民間資金の活用可能性、あるいは将来の財政負担の影響などを総合的に勘案しながら、災害に強いインフラの整備に努めてまいります。

次に、農業の振興についてお答えをいたします。

現在の混迷を極める国際情勢を見るまでもなく、食料の自給率を高めることは国の安全保障の根幹でございます。特に広い県土を有する岐阜県において、農地を十分に活用し、安全でおいしい農作物を生産することで、県内の食料自給率を向上させることが求められます。

しかしながら、現状では県内の農業従事者は減る一方であり、耕作放棄地は拡大の一端をたどり、食料自給率もカロリーベースで二五％と、日本全体の食料自給率三八％を下回っている現状を鑑みるに、農業の在り方を見直すタイミングに来ていると思われます。

特に農業には、食料を生産するだけでなく、教育や健康維持、観光など多様な価値を生み出す力があり、農業は本来楽しいものです。農家を継ぎたいという人は少ないかもしれませんが、農業をやりたい人、これはたくさんいるとの報告もあります。そのため、農地や農業資材の確保など農業への参入障壁を引き下げるとともに、従来の生産規模の拡大による生産性の向上といった取組に加え、小さな区画や山間部の農地を活用しながら

ら、より付加価値の高い農業を実現するとともに、多くの方が土に触れ、自ら安全・安心な農作物を作り、食べる、そうしたことを体験しながら、楽しみながら農業を始めることができる場づくりが必要だと考えております。

現在、例えばJAぎふさんにおかれましては、地産地消ならぬ地消地産、つまり地元で取れたものを食べようという発想から、食べたいものを地元で作ろうという地消地産のキャッチフレーズの下、有機、そして農薬不使用といった付加価値が高く、環境調和型の農業の普及に取り組んでおられます。

こうした新たな取組を県全体に拡大していくためには、作られた農産物の価値をより高く評価いただける販売先の確保が必要でございます。幸い、岐阜県は大消費地である名古屋に隣接しており、海外からもたくさんの観光客が訪れております。こうした方々をターゲットに、新たな提供方法や販売ルートの確保にも積極的に取り組んでまいります。

最後に、鳥獣害対策についてお答えをいたします。

ただいま申し上げましたように、今後の農業振興には、これから農業に参加しようとする人たちが、農作業の楽しさ、そして収穫の喜びに触れ、農業の未来は明るいと感じることができる環境づくりが不可欠です。他方、県内では野生鳥獣による農作物被害が拡大しており、丹精込めた農作物が野生鳥獣に食い荒らされることで営農意欲を減退させ、農家を辞める方が増える原因となっております。

特に大規模な群れで行動するサルなどは、個々の農家が網や電気柵によつて対応するには限界があります。そこで、こうした鳥獣害対策は、地域が一体となつて取り組むとともに、個体数の管理や適切な追い払い、さらには野生鳥獣の居場所の確保といった総合的な対応が必要でございます。このため、これまでの取組で効果

が確認されている囲いわなによる捕獲などに加え、最先端の技術を駆使した新たな取組が必要でございます。

他方で、野生鳥獣による被害の実態は地域によつて様々であることから、まずは効果的な対策を考える新たな取組として、来年度からスタートさせます政策オリンピックの第一弾として鳥獣害対策を取り上げ、県民の皆様から対策のアイデアを募集いたします。効果が確認された優れた取組につきましては、県内の他の地域に展開するとともに、農林水産省や国などに対しても政策提案をしてまいります。

また、奥山の広葉樹林化など、野生動物が暮らせる居場所を用意した上で、衛星ネットワーク、センサーやドローンといった最新の技術を活用して効果的な追い払いを実現するなど、野生動物との共生を図りつつ、鳥獣害を発生させない方法を模索してまいります。以上でございます。

○議長（水野正敏君） 子ども・女性局長 堀 智考君。

〔健康福祉部子ども・女性局長 堀 智考君登壇〕

○健康福祉部子ども・女性局長（堀 智考君） 若者や女性に選ばれる地域づくりに向けた取組についてお答えいたします。

今議会に上程した県こども計画では、子供の意見を反映させ、本県が若者や女性に選ばれる地域となるための様々な施策を網羅的に整理しております。そして、来年度に部に昇格します子ども・女性部が司令塔となり、部局横断的に取り組むこととしております。

具体的には、若者や女性が本県に愛着を持ち、充実した将来を思い描けるよう、小学生からのふるさと教育や社会人に至るまでのライフデザイン形成支援を強化してまいります。さらに、若者や女性が本県で安心して子供を産み育てられるよう、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行うほか、それらを支える

人材の育成・確保にも取り組んでまいります。

一方、依然存在する固定的な性別役割分担意識の解消も課題であるため、無意識の思い込みの解消に向けた周知啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の管理職登用拡大に向けた取組を展開するなど、若者や女性が持てる力を発揮できる地域づくりに取り組んでまいります。

○議長（水野正敏君） 四十五番 尾藤義昭君。

〔四十五番 尾藤義昭君登壇〕

○四十五番（尾藤義昭君） 続きまして、十の目標実現に向けた政策方針について五点お尋ねいたします。

まず、森林・林業政策についてお尋ねします。

本県は、国内有数の森林県であり、その豊かな森林を守り生かすことは、地域経済の活性化や環境保全にとって極めて重要であります。このため、前古田県政でも森林の保全・活用と林業振興に注力してまいりましたが、森林境界の明確化の遅れ、人工林の高齢化、林業の担い手不足、新設住宅着工戸数の減少など、依然として多くの課題が残っております。

こうした中、知事は「山林や堆肥などを活用したクリーンなエネルギーを供給する」を目標に掲げ、林地残材のバイオマス発電への活用や、木材の端材、枝葉などを用いたバイオコークスの生産体制の確立など、持続可能な林業のモデル構築を進めようとしています。

そこで、本県の森林・林業政策を今後どのように進めていかれるのか、知事のお考えをお尋ねいたします。次に、伝統産業の振興についてお尋ねいたします。

本県には、私の地元が世界に誇る関の刃物や美濃和紙をはじめ美濃焼、飛騨の家具など、地域の自然や歴史

を生かした多様な伝統産業があります。これらは高い技術と美しさが評価されており、地域の文化や経済を支える大切な存在です。一方で、後継者不足や市場の縮小、デジタル化の遅れなど、様々な課題を抱えております。

こうした地域状況を踏まえ、知事は「中堅中小企業の生産性を高め、伝統産業の価値を発信する」を目標に掲げ、歴史遺産や観光資源と連動させることで、伝統産業の価値をさらに高め、ファンづくりを進める方針だとお聞きしております。

そこで、今後どのように伝統産業の振興を進めていかれるのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

次に、教育政策についてお尋ねします。

学校教育は、未来の社会を担う人材を育成するための大切な基盤であります。しかし、いじめや不登校の問題は依然として解決されておらず、全国と同様、本県でも不登校児童・生徒数が過去最高を更新し続けております。教員不足や過重労働も深刻で、多くの教員が長時間労働による心身の負担を抱えています。また、少子化の影響で学校現場が縮小し、特に山間部や過疎地域では学校存続が危ぶまれ、地域間での教育格差の拡大が懸念されております。

さらに、国で検討されている高校授業料の無償化による県立高校への影響にも注視する必要があります。

県立学校は、多くの場合、地域の避難所として指定されています。私の地元の関高等学校でも、地域の住民から避難所開放の要望があるように、今後、県立学校の在り方を検討する際には、地域の学校としての機能への十分な配慮や、体育館などへの空調設備を含む避難所としての環境整備も必要だと考えます。

加えて、急速に進化する生成AIは、近い将来、人間の知能を超えとも言われており、それに伴い教育内

容そのものを見直す必要が高まっています。

また、こうした時代だからこそ、中学校で必修の武道が一層重要だと私は考えます。知事が学生時代から取り組まれている合気道によって鍛えられた強靱な肉体と精神力は、私たちにとってまさに尊敬の一語であります。

知事は、「豊かな感性を育み、多様な子供と一緒に学ぶ教育を実現する」を目標の一つに掲げ、自然環境を活用したプログラムの充実や、異年齢の集団による教育活動、学校給食の安全性と質の向上などに取り組みとお聞きしております。

そこで、まず知事に教育に対する基本的な姿勢をお尋ねします。

また、教育委員会としては、この知事の目標をどのように受け止め、知事と連携し、具体的な施策や現場支援をどのように取り組まれていくのか、教育長にお尋ねいたします。

次に、文化・芸術の振興についてお尋ねします。

昨年は、本県の文化イヤーと位置づけられ、「清流の国ぎふ」文化祭二〇二四など、文化や芸術を振興する多くの取組が行われました。本県には、高山祭や郡上踊りといった伝統的な祭り、あるいは関の刃物や美濃焼などの伝統工芸品、地歌舞伎などの伝統芸能といった多彩な文化・芸術があります。これらは地域の魅力を高め、人と人との交流を促す大切な宝物ですが、特に若い世代の関心が薄れ、継承が難しくなっております。また、観光資源として十分に生かせておらず、県外からの集客につながっていない点も課題であります。人々がもっと気軽に文化や芸術に触れ、参加し、支えることができる仕組みづくりが求められています。

知事は、「文化や芸術、スポーツなど人生を豊かにする活動を促進する」を目標に掲げ、学校との連携、学

生や高齢者の無償化・低価格化、廃校となった校舎や公民館の活用などを進めるとおっしゃっております。そこで、文化イヤーを終え、今後どのように本県の文化・芸術の振興を進めていけるのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

次に、観光政策についてお尋ねします。

本県では、観光・食・モノを一体的に海外へ売り込む飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクトを推進し、トップセールスなどのキャンペーンを通じてインバウンド観光客数を大きく伸ばしてきました。一方で、訪日客が特定の地域に集中している問題や、買物中心から体験型へと観光スタイルを転換する必要があるという指摘もあります。知事が掲げた十の目標の中にも、体験型観光を重視する考えがちりばめられていると解釈をしております。

そこで、今後どのように観光政策を進めていけるのか、知事のお考えをお尋ねします。

ここで四回目の質問を終わります。

○議長（水野正敏君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） まず、森林・林業政策についてお答えを申し上げます。

岐阜は木の国・山の国と言われますように、岐阜県は県土の約八割を森林が占め、森林率全国第二位の森林県でございます。森林は木材生産、エネルギー資源として経済的に重要であると同時に、豊かな自然環境や保水力の維持など重要な役割を果たしております。

しかしながら、戦後、木材需要の拡大を見込んで、杉やヒノキといった針葉樹の植樹が強力に進められてき

ましたが、木材需要が低下するにつれて手入れの行き届いていない森林が増え、植え過ぎの切らなさ過ぎといった状況に陥っており、保水力の低下や災害リスクの増大を招いております。

特に適切な管理が進まない大きな要因として、所有者や境界が不明の森林が多いことが指摘されており、県内の民有林では境界調査や地籍調査を合わせた進捗は約二三％と極めて低い状況でございます。このため、境界調査や地籍調査を進めるとともに、現在推進しております第四期森林づくり基本計画に基づき、傾斜が緩く、林道に近いなど林業に適した森林では効率的な木材生産を、それ以外の山頂付近や積雪が多いなど林業に適さない森林では間伐による保水力の向上など公益的機能の増進に取り組んでまいります。

また、燃料主体でも収益が期待できるエネルギーの森づくりや、林業に適さない針葉樹人工林を広葉樹林へ転換するモデル事業に着手するなど、そうした取組も加速したいと考えております。

そして、将来的には、まとまったエリアの森林を購入や寄附によって集約する日本版ナショナルトラストの創設も視野に、森林の所有境界や相続問題の解決に向けた検討を行ってまいります。さらに、木材の端材や枝葉、堆肥などから、石炭に代わる燃料でありながら、CO₂の排出が実質ゼロとなるバイオコークス、この実用化に向けた検討を進めてまいります。

こうした対策を総合的に推進することにより、県内に豊富に存在する森林の価値を高めるべく、森林・林業政策を強力に進めてまいります。

次に、教育政策についてお答えを申し上げます。

教育は国家百年の計であり、子供たちはこれからの社会をつくっていく大切な担い手でございます。このため、子供の数が大きく減少している現状は、この国の未来にとって大きな問題であると言わざるを得ません。

こうした状況に加え、文部科学省の調査では、全国の小・中学校における不登校の児童・生徒数は令和五年度で約三十五万人に上り、岐阜県でも五千人を超える児童・生徒が不登校になっております。さらに、障がいのある子供を含め、ケアやサポートが必要な子供や、自己肯定感が低く学業に対して積極性が見られない子供など、様々な状況の子供たちに対して、適切に学びの場を提供していかねばなりません。

こうした状況に対応するため、フリースクールとの連携や、多様な子供が一緒に学ばいわれるインクルーシブ教育を推進し、子供たちが安心して学ぶことのできる場の確保に取り組むことが重要でございます。

将来的には、議員も御指摘いただきましたけれども、学年を超えた異年齢集団による学び合いにより、子供たちの自己肯定感やソーシャルスキルの向上、他者への思いやりの心を育むといった教育を行ってまいりたいと考えております。

このほか、岐阜県が誇る自然環境を活用し、子供たちが土や動物に触れる機会を設けることで感性を育むとともに、免疫力の向上にも取り組みたいと思っております。

また、地域の生産者との交流や、J Aぎふが進める地消地産の取組に賛同し、地元食材を使った安全でおいしく栄養豊かな学校給食を通じて、子供たちの心と体の健康づくりにも取り組みたいと考えております。

また、こうした生徒が主体となって学ぶ新たな教育方法では、いわゆるコーチング技術が重要であり、教員に求められるスキルや役割も見直していかなければなりません。特に教員に対する敬意、これを高め、憧れの職業としてよりよい人材が集まる環境を整備するため、新たなモデルとなる教育方法を構築し、その効果や魅力を発信してまいります。

今後は、こうした方向性を県の教育委員会だけでなく、市町村や市町村の教育委員会にも共有していただき、

現場の先生方の声も伺いながら、豊かな感性を育み多様な子供と一緒に学ぶ教育を目指してまいります。

次に、文化・芸術の振興についてお答えをいたします。

県では、これまで様々な文化・芸術の取組を行っており、昨年はその集大成として、「清流の国ぎふ」文化祭二〇二四が開催されました。県民の地域に対する愛着と誇りの醸成が図られ、共生・共創社会の実現に向けての契機となるなどの成果があり、こうした今までの取組に一定の評価をするものでございます。

本県の文化は、これに携わる方々の努力により、その磨き上げが進んでおりますが、残念ながら、県外における認知度は必ずしも十分とは言えません。今後は、国内外における本県文化の認知度のより一層の向上を目指し、効果的な発信を行ってまいります。特に、大阪・関西万博において六月に行います自治体参加催事は極めて重要な機会であり、本県ならではの魅力を県民の皆様と共に発信すべく準備を進めてまいります。

また、ともすれば内向きになりがちな文化振興策を、観光や交流的な観点から一体的な取組を進め、本県の魅力を国内外に力強く発信するため、来年度に観光文化スポーツ部を新設し、発信を重視した政策体系を構築してまいります。

さらに、伝統文化の次世代への継承を確実に推進するため、保存会が行う伝承活動への支援に加え、企業や学校などを含めた地域社会全体で支える仕組みの構築など、多角的な取組を行ってまいります。

こうした取組を効果的に進めるため、若者や高齢者をはじめ、より多くの県民の皆様が伝統文化や芸術に気軽に触れ、親しむことができる環境を整備してまいります。

最後に、観光政策についてお答えをいたします。

現在、県内を訪れる観光客、とりわけ外国人観光客のニーズは、有名な観光地を巡り、特産物を購入する従

来型の観光から、自然の中でゆったりとした癒やしの時間を楽しみ、歴史文化を学び、その精神性に触れるといった体験型の観光へと大きく変化しております。

他方、本県は、世界遺産をはじめ伝統文化や温泉、食材など全国的にも有名な観光資源が数多く、非常に質の高いものが数多く存在しますことから、一点勝負型の観光が主流となっており、観光ニーズの変化に取り残されているといった指摘もございます。

しかしながら、視点を変えれば、豊かな自然に加え、人々の暮らしに息づく伝統文化、受け継がれてきたたくみの技、豊かな自然の下育まれてきた農村の営みなどと組み合わせることで、新たなニーズに応えられる魅力的な観光資源に満ちあふれていると言うこともできます。このため、今後は複数の観光資源を歴史や文化のストーリーでつなぎ合わせることで、滞在型・体験型の観光資源として磨き上げるとともに、農業や林業など、これまで観光とは関係の薄いと思われるきた分野においても、観光資源としてスポットを当て、より付加価値の高い産業として発展させてまいります。

また、将来的には、リニア中央新幹線の開通によって、東京で暮らす方々やビジネスパーソンにとっては、一時間足らずで岐阜県を訪れることが可能となります。こうした方々に対して、東京とは別世界の岐阜県を演出するなど、将来の二地域居住を視野に入れた観光の在り方も検討してまいります。さらには、豊かな自然を十分に活用し、SDGsのモデル地域といった時代のニーズを反映した観光の形もつくり上げ、岐阜県から国内外に向けて強力に発信してまいります。以上でございます。

○議長（水野正敏君） 商工労働部長 兼松伸和君。

〔商工労働部長 兼松伸和君登壇〕

○商工労働部長（兼松伸和君） 伝統産業の振興についてお答えいたします。

刃物、和紙、陶磁器、木工などの伝統産業は、世界に誇る岐阜県の宝であると考えています。一方、御指摘のとおり後継者不足、需要減少、デジタル化の遅れなどの課題を抱えているため、県では幅広い支援を行っているところです。

具体的には、後継者確保については、伝統産業に興味のある若者への体験機会の提供、需要拡大についてはテストマーケティングや国内外への見本市出展をはじめ、購買意欲を刺激するデザインへのブラッシュアップを支援しています。また、デジタル化については、ソーシャルメディアやウェブサイトを活用した情報発信の研修などを支援してまいりました。

来年度はこれらに加え、イメージアップに向けた伝統産業の歴史や職人の技術などのストーリー性ある動画発信や、ファンづくりに向けたたくみの技の出張実演、体験ワークショップの開催も支援してまいります。これらの取組を促進し、伝統産業の需要拡大を図ってまいります。

○議長（水野正敏君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 知事の目標に対する教育委員会の所感と今後の取組についてお答えをします。

教育振興基本計画の施策の一番目に豊かな人間性の育成を掲げる教育委員会としては、知事の思いと軌を一にすると考えております。できれば知事と子供たちが直接接する機会も設けていけたらというふうに考えております。

今後の取組としましては、本格的な場所における本物に触れる機会を通じて、豊かな心と感性を育む機会を

つくるとともに、洞察力に優れた演出家、俳優によるワークショップを通じ、自分を表現し他を受け入れる素養を身につける取組を引き続き進めてまいります。

また、武道については、相手や伝統的な行動を尊重し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするものであり、体育の授業などを通じて学びに向かう力、人間性を育んでまいります。

さらに、いじめと不登校については、防止、早期発見・対応に努めるとともに、子供たちが心の内を表に出せる場づくりを進めてまいります。

なお、県立高校の避難所開放については、市町村からの要請に積極的に応じるとともに、簡易的ではありませんが、来年度、全ての体育館に移動式空調機の早期設置を目指してまいります。

○議長（水野正敏君） 四十五番 尾藤義昭君

〔四十五番 尾藤義昭君登壇〕

○四十五番（尾藤義昭君） 続きまして、その他県政の課題について二点お尋ねをいたします。

まず、救急車の適正利用を促進するための有料化の検討についてお尋ねをいたします。

全国的に救急車の出動件数が増え続け、本県でも令和五年には約十万四千件と、二十年前に比べて約六一％も増加しております。この増加に伴い、救急要請から現場到着までの平均時間は九・〇分となり、二十年前より約二・八分も遅くなっております。

増加の背景には高齢化がある一方で、軽症にもかかわらず安易に救急車をタクシー代わりに呼ぶケースが多いことも指摘されております。実際、救急搬送された方の約半数が軽症で、中には診察の順番を待ちたくないで病院の前から救急車を呼んだ、あるいは自宅へ帰るときも救急車で送ってほしいといった事例もあるとお

聞きしております。こうした状況が続けば、本当に緊急性の高い方への対応が遅れ、救える命を救えなくなるおそれがあります。

また、昨年四月から施行された医師の時間外労働規制の強化もあり、救急医療現場は以前にも増して逼迫し、悲鳴を上げております。

そこで、三重県松阪市では、昨年六月から、軽症で救急車を利用した場合には病院で選定療養費を徴収するという取組を始められました。その結果、救急車の出動件数が約二割減少し、救急相談ダイヤルの利用も大きく増えるなど、持続可能な救急医療体制に一定の効果があつたと報告されています。

また、茨城県でも昨年十二月から同様の取組を、都道府県単位としては全国で初めてスタートさせています。なお、茨城県では救急車一回の出動にかかる費用は約四万五千円とお聞きしております。例えば、岐阜市の消防本部ではもっと高いと、お金がかかるといってお話でございます。こうした安易な利用は、行政の財政負担に直接つながってまいります。

もちろん私は救急車を使つてはいけないと申し上げているわけではありません。本当に救急を要する方が利用をためらうことがあつては決してなりませんので、誤解のないようにしていただきたいと思ひます。むしろ、迷ったら救急車をちゅうちよなく利用していただくことが大切です。そのためには、有料化の導入を検討する際には、相談窓口のさらなる拡充が必要であらうかと思ひます。

なお、この問題は過去にも二回ほど取り上げられ、その時点では難しいという回答でした。しかし、今では社会が大きく変化して、現在は他県の事例も出てきており、状況も深刻化しております。そこで、本県でも有料化に向けて本格的な検討を開始すべき時期に來ているのではないかと考えておりますので、その辺を御認識

していただき、救急車の適正利用を促し、救える命を確実に救うために、救急車の有料化について、本県でも具体的な検討を始めるべきではないかと考えますので、危機管理部長さんのお考えをお尋ねいたします。

最後に、防犯カメラの普及促進に向けた取組についてお尋ねいたします。

なお、この質問に関しましては、去る三月三日の朝刊にて、私が申し上げようとしていた内容と、それに対するお答えに近いものが既に報道をされております。とはいえ、本件は県民にとってごく身近であり、かつ多くの皆さんが極めて高い関心を寄せておられる重要な課題でありますので、より一層の取組を期待する立場から、改めて警察本部長の御所見を伺いたいと思います。

近年、SNSを通じて闇バイトが募集されるなど、匿名性が高く、集まっては解散を繰り返す匿名・流動型犯罪グループによる強盗事件や悪質リフォーム詐欺などが多発しております。

さらに、福岡県ではファストフード店で中学生が殺傷される事件、長野県では駅前で複数の方が殺傷される事件があり、いずれもいわゆる通り魔的な犯行だと報道されております。

このように、犯人と被害者の間に直接的な接点がない事件が相次ぎ、いつ、どこで、誰が被害に遭うかわからないという不安が高まっております。

私の住む地域でも、動物の頭部が切断され、学校や民家の花壇に埋められているという極めてショッキングな出来事が起きました。誰が何の目的でおやりになったのか、あるいは動物がやったのか、目的が分からず、住民の不安はさらに増しております。決して笑い事ではなく、このままでは自己防衛のために防弾チョッキを着なくてはいけないほど危険な世の中になるのではないかとという声すらあります。せめて岐阜県だけでもそういうことがないような安全・安心なまちづくりを望むのは、私のみならず多くの県民の願いだと考えます。

こうした治安情勢の中、防犯カメラの必要性はますます高まっております。福岡や長野の事件でも、防犯カメラの映像を追跡するリレー捜査が犯人逮捕の極めて大きな決め手になったとお聞きしました。多くの事件で防犯カメラ映像が捜査に有効であることは既に証明されております。しかし、市街地には比較的多くのカメラが設置されている一方で、少し離れた郊外では極端に数が少ないのが現状であります。郊外にお住まいの方々からも防犯カメラを設置してほしいという要望が数多く寄せられています。

防犯カメラには犯罪の抑止効果もあり、見守られているという安心感を与えることができます。令和三年度から二年間の県警察による補助事業の効果もあり、設置への機運は高まっているものの、市町村によっては取組に温度差があるのも事実であります。安全・安心なまちづくりのためには、市町村や学校がさらに積極的に防犯カメラの整備を進める必要があるのではないかと考えます。

そこで、県警察として防犯カメラの普及促進に向け、どのように取り組まれるのか、警察本部長にお尋ねいたします。

以上、県政各般にわたり私の質問をさせていただきました。

これで私の代表質問は一旦終わりますが、やがて起こり得る南海トラフ地震など大規模災害における県外からの傷ついた方々の受入れ体制、あるいは県下六か所の救命救急センターを結ぶドクターヘリの有効活用や福祉等々について、まだまだ私なりの熱い思いがございます。後日、改めて知事としてしっかり議論をさせていただきますと考えておりますので、よろしく願います。

以上、御清聴誠にありがとうございます。

(拍手)

○議長（水野正敏君） 危機管理部長 平野孝之君。

〔危機管理部長 平野孝之君登壇〕

○危機管理部長（平野孝之君） 救急車の適正利用を促進するための有力な検討についてお答えをいたします。

本県の救急搬送の現状につきましては、救急搬送された方に占める軽症者の割合が全国平均を毎年十ポイント程度下回っており、搬送困難事案についても、令和六年は約四百件発生しておりますが、コロナ禍を経て減少傾向にあるところです。

また、県では、救急車の適正利用に向け、ホームページでの周知や九月九日の救急の日に合わせた呼びかけを行っているほか、令和五年十月からは救急車を呼ぶべきかどうか電話で相談できる「＃七一一九」を県内全域で利用可能としたところです。

他県では、実質的な有料化とも言われる選定療養費の徴収を始める動きも見られますが、現時点において県内の消防本部や医療機関からこうした声はなく、さきに申し上げた現状を踏まえすと、救急車の有料化を直ちに検討すべき段階とまでは言えないものと認識しております。

県といたしましては、引き続き現場の方々の声を丁寧にお聞きするなど、県内状況を注視しつつ、救急車の適正利用を呼びかけてまいります。

○議長（水野正敏君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） 防犯カメラの普及促進に向けた取組についてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、今日において防犯カメラは、犯罪被害の未然防止のほか、犯罪発生時の捜査にも必要

不可欠なものでありまして、安全・安心なまちづくりを推進していく上で、言わば治安インフラとして欠くべからざるものとなっております。したがって、その設置の促進は、県民の安全・安心のため極めて重要であると考えております。

そこで、県警察におきましては、市町村に対して、街頭防犯カメラ設置促進補助事業の創設・拡充や自治体独自の防犯カメラの設置・拡充に向けた働きかけを行っており、防犯カメラの設置数は着実に増加をしております。

しかしながら、広大な県土を有する当県の特性を考えますと、治安インフラたる防犯カメラの設置台数は、控えめに申しまして決して十分とは言えない状況にあると考えられ、さらなる設置促進に向けた取組を進める必要があると、このように考えているところであります。

県警察といたしましては、引き続き県の関係部局と緊密に連携をし、補助事業の創設・拡充を含め、各市町村に対する働きかけを行うとともに、防犯カメラの設置促進に向けた取組を強化してまいります。

○議長（水野正敏君）　しばらく休憩いたします。

午前十一時三十八分休憩

午後一時再開

○副議長（伊藤秀光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（伊藤秀光君） 引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。三十六番 渡辺嘉山君。

〔三十六番 渡辺嘉山君登壇〕（拍手）

○三十六番（渡辺嘉山君） ただいま議長より発言のお許しをいただきました。

まずは、江崎知事、四年越しの知事御就任、誠におめでとうございます。知事が言われるところのワクワクする岐阜県づくり、私も一緒になって汗をかいていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

では、通告に従いまして、県民クラブを代表して、大きく九項目、十三点について、主に知事に十点お聞きしますが、四分割で県政全般にわたって質問させていただきます。

まず初めに、江崎県政の初年度に重点的に取り組む政策について、知事にお伺いします。

古田県政は、岐阜県政最長の五期二十年の間、様々な政策を実施されました。豚熱、新型コロナウイルス感染症などの危機管理対応や「飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクト」といった岐阜の魅力を海外に発信する取組について、先頭に立って取り組まれた姿が印象に残っておられる方も多いのではないかと思います。

そして、梶原県政の箱物行政に対し、古田県政はイベント行政と論じられることもあるほど、全国規模のイベントを多数開催されたことにも特徴があります。全国豊かな海づくり大会、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会、全国育樹祭、昨年に開催された「清流の国ぎふ」文化祭二〇二四など、県民総参加でのイベントの開催により、県民に一体感と誇りをもたらしたと評価される一方で、ほかにもっと県費を投入して取り組むべき分野があったのではないかと、イベントに多額の県費が投入されたことに対する批判の声もありました。

これまでの県の政策について県民がどう受け止めているのかというと、例えば令和六年度に行われた第四十七回県政世論調査では、県の取組でよくやっている分野として、防災対策が最も高く、次いで道路整備・維持管理、高齢者福祉となっています。

一方、県の取組で努力が足りないと思う分野としては、若者の県内定着が最も高く、次に少子化対策、高齢者福祉が上げられています。高齢者福祉については、よくやっていると思う、努力が足りないと思う、両方の評価がありますので、評価理由を分析する必要がありますが、この努力が足りないと思う上位三分野はどれも人口減少、少子高齢化に関係している分野で、岐阜県が重点的に取り組まなければならない課題です。

二月二十七日に厚生労働省が発表した人口動態統計の速報値によりますと、昨年の県内出生数は前年度比でも六%減の一万六百九十九人となっており、死亡者数が出生数を上回る自然減は前年度比では六%増の一万五千八百七人となっています。この問題には引き続き取り組んでいく必要があります。

県民の声を多方面からお聞きいただき、これまでに取り組まれた政策の中でよいものは継承し、一定の役割を終えたものは見直して、新たな政策へ発展させていただきたいと思っています。

江崎知事は、十の目指すべき目標を掲げておられますが、前知事が就任時に行われた政策総点検という形で

の見直しは今のところするつもりはなく、やらなければならないことを即スタートさせたいと発言されました。とはいえ、すぐに全ての目標に取りかかれるものではないと思います。

そこで、知事にお伺いします。

十の目標を実現するために、初年度にどのような政策に重点を置いて取り組まれるのか、知事のお考えをお聞かせください。

次に、県政への県民アイデアの反映について、知事にお伺いします。

知事は選挙活動中、県民からアイデアをいただき、その中で優れた政策を選ぶ、いわゆる政策オリンピックを行い、共に未来をつくり、岐阜県を政策の発信の基地にしたいと訴えてこられました。

県民からアイデアをいただき政策に反映するという方法は、県政に対する県民の関心を高めるとともに、これまで思いつかなかったような画期的なアイデアが生まれる可能性もあり、すばらしい取組であると思います。一方で、政策オリンピックとはどういったものなのか、具体的にどのような取り組みられるおつもりなのか、全体像が見えず、いまいち分かりにくいとも感じています。

知事は、就任直後の記者会見では、十本の政策の目標をかみ砕いてアイデアを出しやすい仕組みにし、それについて募集をするような仕組みを考えたいと発言され、また当初予算に関する知事会見では、政策オリンピックとしてニホンザル対策、県民参加型の防災訓練を上げられました。

まずはこの二つのテーマについて市町村や各種団体からの提案を募集することですが、将来的には個人からの提案を募ることも考えてみえると思います。県民からアイデアを集める方法としては、メールで広く提案を受け付ける方法から、知事の前でプレゼンをしてもらう方法、教育現場で議論してもらう方法など、様々

な形が考えられます。

また、横展開に当たっては、その効果を検証する仕組みも必要です。政策オリンピックで実施した事業が、やってみたら考えていたほどの効果が得られなかった、取り組んだ方法が最適ではなかったということも考えられます。そうした場合は、よりよいものにするために、どこが問題だったのかを検証することが必要になります。

そこで、知事にお伺いします。

県政に県民のアイデアを反映させると言われましたが、どのように取り組まれるのか、知事のお考えをお聞かせください。

続いて、海外トップセールスに関する今後の方針について、知事にお伺いします。

古田前知事は、積極的に海外へトップセールスを行い、岐阜の観光・食・モノを一体として売り込んできました。招待されたものも含めると、海外出張されたのは就任から任期満了までの二十年間で三十二回、二十八か国・地域に及びます。最も多く訪問されたのは、平成二十年に日仏交流百五十周年を機に交流が始まったフランスですが、ほかにもリトアニア、イタリヤといったヨーロッパ、中国やシンガポール、香港、台湾などのアジアなど、様々な国・地域を訪問し、岐阜県の魅力を発信してこられました。

昨年には、日本の知事として初めてウズベキスタンを訪問して、サマルカンド州との間で今後の交流に向けて基本合意書を締結し、新たな国際交流の道を開かれるなど、海外との関係構築に尽力されました。

こうした取組により、海外での岐阜県の知名度が高まり、観光誘客、県産品の輸出促進、国際交流等が進んでいると思います。

一方、多額の費用がかかるトップセールスが頻繁に行われたことに對し、批判の御意見をお聞きしたこともあります。これは、かかる経費に見合った効果がちゃんと得られているのか、訪問先をどうやって選定しているのか、知事が行かなければならなかったのかなど、疑問に思われていることと思います。

一般的に、トップセールスは、組織のトップが自ら動くことで相手も権限のあるトップが対応してくれることが多く、意思決定が早くなることから成果が出やすいとされています。そのため、近年は積極的に取り組む地方自治体も増えています。

とはいえ、トップセールスを行うに当たっては、なぜその国を選んだのか、そこで何を売り込みたいのか、目的を明らかにしておかなければ十分な効果を持ち帰ることはできません。岐阜県がこれまで様々な国・地域と関係を構築してこられたのは、トップセールスに当たって事前に十分な準備を行ってこられた関係者の皆様の努力があつてのことと思います。

そこで、知事にお伺いします。

海外トップセールスに関する今後の方針について、知事のお考えをお聞かせください。

次に、広域連携に対する考えについて、知事にお伺いします。

行政サービスの向上、災害発生時の対応力の強化、地域経済の発展、観光誘客の促進などを目的に、様々な分野で地方自治体の広域連携が進んでいます。県単独ではなく、経済圏などを広い視点で考えることで、より効率的で効果的な取組が可能になると考えられるためです。

岐阜県は、例えば山岳遭難で長野県、富山県、石川県と、観光分野で三重県や愛知県と連携して取り組んできました。姉妹県盟約を締結する鹿児島県とは、災害に備えた協定も締結しています。

知事は、岐阜県から政策を発信していくとの思いを持たれ、国に法改正や制度改正を働きかける必要があるものについては、県で前例をつくって国に提案していくことを考えておられますが、今後、解決したい行政課題や実現したい政策の内容によつては、岐阜県単独ではなく、志を同じくする他の自治体と連携して取り組んだほうがよいものもあるのではないかと考えます。

定期的に地方自治体の首長同士が顔を合わせる場として、全国知事会や中部圏知事会があります。

全国知事会では、毎年、国の施策並びに予算に関する提案・要望を取りまとめ、国に要請活動を行っています。

また、中部圏知事会でも構成県市に共通する様々な課題の解決に向けた取組を進めるとともに、国に対する要望を行っています。昨年十月の会議では、令和六年能登半島地震を踏まえた今後の災害対策の推進についてはじめ、インフラ整備の促進、地方創生の推進など、十七項目についての提言をまとめました。こうした場を活用した連携も重要と考えます。

そこで、知事にお伺いします。

全国知事会や中部圏知事会など、広域連携についてどのようなお考えで臨まれるのか、知事のお考えをお聞かせください。

ここで一回目の質問を終わります。

○副議長（伊藤秀光君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） まず、初年度に重点的に取り組む政策についてのお尋ねがございました。

本日、午前中の質疑でも申し上げましたとおり、十の目指すべき目標は、これまで四年間、県内各地を回り、県民の皆様から直接伺った御意見や思いの集大成であり、安心とワクワクにあふれ、人やモノが集まる岐阜県をつくるために必要な政策の柱でございます。

現在、県内どこへ行っても若者や女性の流出に起因する人口減少に直面しており、将来に対する不安の声が多く聞かれました。それはまた同時に企業における人材不足といった問題にも深く関係しており、これらに直ちに取り組む必要を感じております。

また、少子化が最重要課題と言いながら、その大切な子供たちが数多く不登校になっている現状に鑑みれば、教育に関する問題も直ちに対処しなければなりません。

さらに、現在日本を取り巻く環境はどんどん厳しくなっており、食料やエネルギーの自給率の向上は喫緊の課題でございます。そのためには、低迷する農業や林業の在り方を見直し、若い人たちが喜んで参入する環境を整えることが求められます。

これら若者や女性が活躍できる環境を整えるためにも、働いてもらい方改革や子供たちの未来のための教育の在り方の見直し、食料やエネルギー自給率の向上のための農業、林業の活性化といった三つの分野は、現在、日本社会が直面する課題そのものであり、この岐阜県からその答えとなる政策を発信すべく、重点的に取り組んでまいります。

次に、県政への県民の皆様のアイデアの反映の仕方についてお尋ねをいただきました。

この四年間、県内各地を回り、県民の皆様から様々な課題について直接お話を伺ってまいりましたが、皆様のお話を聞けば聞くほど、そのお話の中に答えのヒントがあることに気づきました。例えば「何々ができない

から困りますね」と、「何々さえあればいいの」と、「どうして何々をしなければいけないのか」といった言葉には、お気づきのとおり、既にその中に答えのヒントがあります。その何々を突き詰めれば答えにたどり着くんです。

しかしながら、そうした声を一般的な社会課題としてくくってしまい、専門家や有識者に答えを求めるがゆえに、現場の感覚とかけ離れた対策になることが少なくありません。なぜそれができないのか、なぜそのようなことをしなければならないのかなど、そのなぜを突き詰めていけば、実現すべき事柄や見直すべき制度が見えてまいります。これが私が常々申し上げてまいりました、政策の課題だけでなく、その答えも現場にあるということの意味でございます。

また、現場を回る中で、すばらしいアイデアをお持ちの方や既に独自の取組を始めておられる方もたくさんいらっしゃいました。そうしたアイデアを県政に生かすために、政策オリンピックという形で県民の皆様が政策の立案に参画していただくという考えに至ったものでございます。

この政策オリンピックを進めるに当たりましては、十の目指すべき目標について、単に県民の皆様からアイデアを募集するのではなく、具体的なテーマを設定し、県からの資金面も含めた支援方法を示しながら、実際に具体的な取組を行っていただき、その効果を検証するということを考えております。

また、自治体やNPO、企業や職場の有志といった主体だけでなく、子供たちにも参画しやすいよう、テーマ設定や支援の在り方も工夫してまいりたいと考えております。

これら具体的な手法につきましては、今回新たに設置する予定の未来創成局を中心に検討を行い、関係部局で実施してまいりたいと考えております。

次に、海外トップセールスに関するお尋ねをいただきました。

海外で岐阜県の魅力売り込む際のポイントは、まず相手が何に興味を持ち、何を求めているのか、相手の視点で考えることです。例えば雪が降る国に住んでいる方と雪が降らない国に住んでいる方では、日本の四季のうちのどの部分に興味を持たれるかは明らかに違います。

また、現在外国人観光客の人気スポットとなっております馬籠―妻籠間のルートでございますが、現在、毎日たくさんの方々が歩いておられますけれども、実は拠点間を歩く巡礼文化を持ったスペインの方に大変人気が高いということも知られております。

岐阜県には豊かで美しい自然があるからとか、世界に誇れる歴史や文化があるといった一方的なアプローチでは、一過性のキャンペーンやイベントで終わってしまい、息の長い関係を築くことはできません。

その上で、岐阜県の魅力をどのように売り込むのか、大切なのは商談相手の選定です。現地シェアの高い旅行会社やより安定した販売網を持つバイヤーなど、目指す市場に影響力のあるパートナーを見極めなければなりません。

そうした意味で、トップセールスを行う意義でございますが、相手国の要人と会う際に同席する商談相手には、国内に影響力のあるバイヤーが少なくないということです。特に途上国など新たな販売ルートを確認する際に適切な商談相手を見極める手法として、トップセールスには効果があると言われています。

また、トップセールスは、何も海外に行くだけでなく、海外から来てくださる要人や商談相手への働きかけもまた重要でございます。日本でのビジネスチャンスを求めて来られる方々にとって、より自分たちを大切に扱ってくれるところを優先するのは当然で、これにトップが関わることで信頼度の高い関係を持つとうとの意識

を醸成する効果が期待されます。

いずれにしても、これらの観点を踏まえるとともに、費用対効果を勘案した上で、岐阜県の魅力を発信できるトップセールスを行ってまいりたいと考えております。

次に、広域連携に関するお尋ねがございました。

現在、人の交流やモノの流れが県境を越えて行われることが当たり前になっており、議員御指摘のとおり、隣接県やさらに広域での連携は極めて重要でございます。

特に、近年頻発化・激甚化しております自然災害、とりわけ今後発生が懸念される南海トラフ地震におきましては、岐阜県は自らが被災県になると同時に、近隣県からの被災者受入れも念頭に対応していかなければなりません。

また、県境を越えて展開することが一般的な企業活動を踏まえ、隣接する名古屋はもちろん、関西や北陸の経済圏も視野に入れた広域連携も重要でございます。

さらに、観光分野におきましては、本県は日本の中心でハブ的な位置にありますことから、近隣県との連携によりまして、本県の観光資源の魅力を高めてまいります。

そして、こうした取組に加えまして、各県に共通する課題解決に向けて、国に対して法律改正も視野に入れた制度の見直しを求めていくに当たりましては、全国知事会や中部圏知事会など広域連携の仕組みも大変重要な手段となりますことから、これらを最大限活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（伊藤秀光君） 三十六番 渡辺嘉山君。

〔三十六番 渡辺嘉山君登壇〕

〇三十六番（渡辺嘉山君） 次に、若い世代の県職員の離職防止対策について、知事にお伺いします。

度々マスコミでも取り上げておりますが、過去十年で全国の自治体職員の自己都合退職者は増加し、特に三十代までの職員の離職が増加しています。

岐阜県の状況はどうかというと、一般行政職員の自己都合退職者数が、令和二年度までは三十五名程度で推移していたものの、令和三年度以降は増加傾向にあり、令和五年度は六十七名と約二倍の人数になっています。このうち二十代、三十代の若い世代の離職率が高く、特に技術系の職員の退職が多いという話を聞いています。多くの分野で人材不足が深刻化し、売り市場であること、終身雇用が希薄化していることなどから、若い世代ほど転職へのハードルが低くなっていると言われ、よりよい労働環境やキャリアアップを求めて転職を考えるのはやむを得ない部分があると思います。しかしながら、採用試験の受験者数が減少傾向にある中、離職者も増え続ければ、組織の維持が難しくなり、行政サービスの低下につながってしまいます。

離職理由には、時間外労働が多いといった労働環境、職場の人間関係、給与水準の低さ、将来のキャリアパスへの不満など、様々な理由が考えられます。給与水準については、若年層に重点を置いた給与改定が行われてきたところですが、労働環境の改善等については、まだ取り組む余地があるように思います。

平成三十一年四月から、人事委員会規則により時間外勤務を命じることができる上限時間を設定し、時間外勤務の縮減に取り組まれています。依然として長時間労働を余儀なくされている職員がいます。また、メンタル不調で休職する方も増加傾向で、本県職員のモチベーションは他県に比べて低いという話も聞いています。知事は初当選が決まった際のインタビューで、知事就任後、何から取り組んでいきたいかとの質問に、まずは一緒に働く県庁の職員の皆さんから話を聞き、皆さんが生き生きと働ける環境をつくり、様々な課題に取り

組む準備をしていきたいと答えられました。

知事が目指す政策立案には、知事がおっしゃったような、職員が生きて働き、柔軟な発想を持つて政策を提案できる環境づくりが必要だと考えます。毎日へとへとになって家と職場を往復する環境では、職員からいいアイデアは生まれませんし、県民サービスの向上にもつながらないのではないのでしょうか。

他県では、職員が高い意欲ややりがいを持って働き続けられるよう、週休三日制の導入やテレワークの拡大といった柔軟な働き方の推進、軽装勤務の通年化などの働き方改革に取り組んでいる事例があります。様々な方法を模索し、若い世代の職員の離職防止に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、知事にお伺いします。

若い世代の職員の離職防止についてどのように取り組まれるのか、知事のお考えをお聞かせください。

次に、旧県庁舎跡地の利活用について、知事にお伺いします。

現在、県庁舎の西側では、旧県庁舎の解体工事が行われています。この解体工事の工期は令和十年三月十日までと、完了するまでにあと三年ほどかかる見込みです。

現県庁舎建設に当たり策定された岐阜県庁舎再整備基本構想では、旧県庁舎の跡地に県民サービス棟が建設される予定でした。県民サービス棟に来庁者の利用が多い機能を集約する構想で、ふれあい会館内にある県機関の移転も念頭にあったように読み取れます。しかし、現在、この県庁舎跡地に県民サービス棟を建設するかどうかの方針がはっきりしていません。

令和四年十二月議会で、中川県議が県民サービス棟の建設についての御質問をされましたが、これに対し当時の古田知事は、社会情勢とこれに対応する行政ニーズの変化をしっかりと見極めていくとともに、財政事情

も十分考慮しつつ、しかるべき時期に跡地活用の在り方について検討を進めていくことが適当であると解体工事終了後の跡地活用について明確な答えを避けられました。

仮に県民サービス棟を建設することとなった場合、資材費や人件費の高騰により、建設工事費は当初の想定より大幅に増加すると見込まれます。あまりに高額になれば、最終的には県民サービス棟を建設しないという方向性も考えられます。

しかしながら、県庁の隣という場所を更地のままにしておいては、あまりにもつたいないと思います。県民サービス棟を建設しないとしても、代わりに来庁者の駐車場にしたり、防災広場としたりと、いろいろな活用方法が考えられます。

構想からやり直すとなった場合、実施計画策定までおおむね二年から三年程度の時間がかかると見込まれますので、解体工事完了後を見据え、そろそろ検討を開始してもよいのではないかと思います。

そこで、知事にお伺いします。

県庁舎の跡地の利活用についてどのようにお考えか、お聞かせください。

次に、部落差別解消のための施策に関する知事のお考えについて、知事にお伺いします。

部落差別は、日本の歴史の中で形づくられた身分的差別によって、今もなお生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという人権問題です。

この問題の解決に向け、昭和四十四年に同和対策特別措置法が制定され、その後も二度にわたって施行されてきた立法措置や法改正により、生活環境の改善や啓発活動が国・県・市町村が一体となって実施されてきました。

平成二十八年には、部落差別解消推進法が制定され、相談体制の充実や教育及び啓発を国の責務として定めるとともに、地方公共団体は国との適切な役割分担の下、地域の実情に応じて施策を講じることが努力義務となっています。

本県では、昭和三十七年に設置された岐阜県地方改善促進審議会等の意見を受け、対策が実施されてきました。特に、昭和四十五年に岐阜県同和对策事業長期基本計画の策定から積極的な取組が進められた結果、生活環境の整備が進み、実態的差別の改善はほぼ終了したとされました。その後は、平成十五年に策定された岐阜県人権施策推進指針に基づき、各学校における人権教育の実施、相談窓口の設置など、様々な取組が行われているところです。

しかしながら、今もなお採用や結婚における身元調査をはじめ、面接での本籍地に関する質問など、部落差別の被害は後を絶たず、インターネット上では被差別部落の地名が暴露されるといった差別を助長する情報が拡散されています。

部落差別は現代では既に解決した問題だとお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、その考えはすぐに改めていただきたいと思います。部落差別は、令和になった現代でも依然として残っている問題です。

私は、過去何度も部落差別解消に関する取組について質問をしてきました。昨年の九月議会では、部落差別解消に関する県条例の制定をしてはどうかとの質問をいたしました。有識者に御意見を聞いたところ、県民の啓発へのツールとなるという前向きな御意見と指針をしつかりと実施すべきというような慎重な御意見があり、賛否はほぼ拮抗している。制定の効果などを研究しながら、引き続き検討していきたいとの答弁がされ、県条例の制定には至っておりません。

全国では、令和六年七月時点で、埼玉県など八府県で部落差別に関する条例が、沖縄県など十九都道府県においては人権全般を対象とする人権尊重に関する条例が制定されています。

令和四年には、近隣の愛知県で「愛知県人権尊重の社会づくり条例」が、三重県では「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を制定されました。どちらも部落差別問題を含み、幅広く人権問題の解消に関する条例として制定されています。

その後、三重県においては、令和五年二月に県差別解消条例に基づく措置が初めて適用され、公立学校の教職員が懲戒処分を受ける事案が発生しました。これは被差別部落に対する差別を行ったことに関するもので、県条例がその役割を果たし、差別解消に向けた取組が進んだものです。

こうした状況を踏まえ、本県でも部落差別解消に係る条例を制定し、差別解消に向けた取組を一層推進すべきではないかと考えます。県条例が制定されることにより、県民にさらに部落差別問題について周知がされ、市町村における取組の推進にもつながると考えます。

そこで、知事にお伺いします。

県条例の制定を含め、部落差別解消に関する施策についての知事のお考えをお聞かせください。

ここで二回目の質問を終わります。

○副議長（伊藤秀光君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） まず、若い世代の県職員の離職防止についてのお尋ねをいただきました。

今年度、岐阜県庁で二月末までに自己都合退職の申出のあった職員は七十八名で、直近十年で最も多かった

昨年度の六十七名を上回っております。

また、若手職員の離職率が高く、特に二十代の増加が顕著であり、その離職の理由を尋ねたところ、民間の仕事が自分に合っているといった声や自分の成長につながる仕事に転職したいといった声があったと聞いております。

公務員として社会に貢献したいという崇高な思いを持って県庁に入庁しながら、その思いがかなわないと感じ、離職を選ぶ職員が増えていることは、ゆゆしき事態であると言わざるを得ず、早急な対応が必要だと考えております。

特に、県民の範となるべき県庁職員が、誇りとやりがいを持って働き、離職という選択肢を考えることなく全力を傾けることができる環境をつくることは、県政の発展と豊かで安心できる県民生活の実現といった観点からも極めて重要でございます。

私は、知事就任に際しての職員向けの挨拶の中で、私たち県庁の仕事というのは、県の未来をつくり出す素晴らしい仕事であることに加え、難しい課題ほど取り組む価値が大きいこと、それに向けて職員がその能力を発揮できる職場環境をつくるべきこと、健全な判断を行うためには健康管理に努めるべきことを申し上げたところでございます。

特に、難しい課題に対して、上司・部下の分け隔てなく、自由な発想で議論を交わし、県民のために何をすべきかを考え、実行できる喜びを感じられる組織風土づくりが必要と考えております。

また、組織全体のポテンシャルを向上させるために、各職員の能力や適性を見極め、特別チームの編成など、組織自体の見直しも含め、適材適所に対応してまいります。

さらに、健全な判断を行うための基本となる職員の健康管理につきましては、定期的な健康診断はもちろんのこと、全力で仕事に取り組む一方で、家族や趣味に費やすための十分な時間を確保できるよう、仕事とプライベートにメリ张りのある働き方ができる職場環境を整えてまいります。

次に、旧県庁舎の跡地の利用についてお尋ねをいただきました。

この新しい県庁舎の西隣にある旧県庁舎の解体工事は、議員御指摘のとおり、三年後の完了を見込んでいると聞いております。

解体終了後の跡地の利用につきましては、平成二十八年三月策定の岐阜県庁舎再整備基本構想に、来庁者の利用が多い行政機能を集約した県民サービス棟の建設を盛り込んでいるところでございます。

まさに議員御指摘いただいたとおりでございますが、他方、新しい県庁舎には最上階の展望ロビーなどすばらしい設備があり、こうした魅力をフルに活用して、この地域を多くの方に親しまれるエリアとする必要があるとも考えております。

特に、県庁は新幹線岐阜羽島駅と金華山、岐阜城の中間に位置しており、観光の面からも重要な機能を果たすことができると考えております。

いずれにいたしましても、今後は県民の皆様や関係者の皆様から幅広く御意見を伺いながら、跡地の利活用について議論を深めてまいります。

次に、部落差別解消に関する施策についての御質問をいただきました。

本県におけます部落差別解消に向けた取組でございますが、平成十五年に策定いたしました人権施策推進指針における施策分野に同和問題を位置づけ、「県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」を基本理念に、

各種の取組を実施したところでございます。

具体的には、学校における人権教育や県民向けの講演会、人権フェアといった教育・啓発のほか、相談窓口の設置、企業における公正な採用選考に向けた人事担当者研修会などです。

また、御指摘のありましたインターネットによる差別的な情報の流布につきましても、定期的なモニタリングによりまして悪質案件の把握と法務局への通報体制を整え、毎年一定数の削除につながっております。

また、県が実施する県民を対象とした意識調査を経年変化で見てまいりますと、同和問題に対する理解度は上昇の傾向にある一方、偏見やこだわりは低下の傾向にあり、これまでの県や市町村、学校、企業、各種団体などによる地道な取組の結果ではないかと考えております。

今後とも、部落差別解消推進法で規定されております教育・啓発の推進、相談体制の充実、地域の実情に応じた施策をベースに、改善や工夫を凝らしながら取組を継続してまいりたいと考えております。

その上で、条例につきましては、御指摘にありますように、これを制定することによって県民への周知など一定の効果は期待できるものと考えます。

その一方で、部落差別の問題はすぐれて個人の内面に関わる問題でもあり、その受け止め方は、当事者とはもとより、県民の皆様にとっても様々なものがあると思っております。

したがって、現在、人権施策推進指針にのっとり様々な取組を実施している中で、改めて条例を制定することの意義やその在り方などについては、さらに検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔三十六番 渡辺嘉山君登壇〕

○三十六番（渡辺嘉山君） 次に、岐阜市中心市街地の活性化に関する知事のお考えについて、知事にお伺いします。

昨年七月に岐阜市柳ヶ瀬地区にある県内唯一の百貨店である岐阜高島屋が閉店したことで、岐阜県は全国で四番目の百貨店がない都道府県となりました。柳ヶ瀬では、令和五年三月にグラスル35のオープンや金公園の再整備によって、親子連れなど新たな人の流れやにぎわいの創出が期待されつつある中での閉店ということもあり、今後のまちづくりへの影響は避けられません。

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団が岐阜高島屋閉店前に実施した柳ヶ瀬商店街で営業されている店舗へのアンケートでは、客層や客数が変化することの影響度として、約八割が自店に、ほぼ全ての店舗が柳ヶ瀬エリアに悪い影響があると答えており、実際、岐阜高島屋閉店後は周辺の人通りが減ったとの話も聞かれています。

岐阜高島屋跡地がどのように利用されるのかも不透明で、旧長崎屋跡地のように長期間空きビルのまま放置されることになってしまわないのかと心配する声も聞かれています。

その後、駅前では、名鉄岐阜駅に直結する商業施設イクトやJR岐阜駅のアステイなどで再開発やリニューアルに伴う店舗の閉店や休業も続きました。商業施設の閉店や休業は一時的なこととはいえ、これをきっかけに中心市街地から足が遠のいてしまう人がさらに増えるのではないかと懸念しています。一度いなくなってしまう人の流れを呼び戻すのはとても大変です。

また、岐阜駅前に建設予定であったツインタワーは、建設資材費や人件費の高騰を理由に、完成時期を延長

するとともに、西側のタワーを当初予定より十階程度低くすると報道もありました。ツインタワー建設による効果が見込めるのはまだ先の話です。

一方で、再開発によらない活性化の取組も始まっています。柳ヶ瀬商店街をまとめる岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会の理事長が昨年四月に交代され、新しく三十代の若き理事長が誕生されました。西柳ヶ瀬の店舗跡を活用して、一帯のディープな魅力を発信するイベントを企画するなど、商店街関係者が一体となって活気ある柳ヶ瀬を取り戻すための取組が始められています。昨年は、柳ヶ瀬の新規出店数も増加したとのこと。

中心市街地の活性化は、市街地を有する全ての市町村の共通課題であり、岐阜市中心市街地の活性化は岐阜市が中心となつて取り組まれるものではありませんが、県都である岐阜市の中心市街地の活性化は、県全体の活力の象徴であり、県民が自分の県に対して抱くイメージや国内外から岐阜県を訪れる方が抱く印象に大きな影響を与えるものであることから、県全体の課題でもあります。

二月六日の知事会見での発言によりますと、知事は岐阜市中心市街地の活性化について、金華山を含め、岐阜市のエリア全体でまちづくりをどうしていくのかを考えることが不可欠だと思えます。これは、かつて商工労働部長として岐阜市中心市街地の活性化に関わられた御経験を踏まえてのことと推察いたします。そこで、知事にお伺いします。県都岐阜市の中心市街地活性化に県としてどのように関わっていかれるのか、知事のお考えをお聞かせください。

次に、中山間地域の農業振興について、知事にお伺いします。

世界的な異常気象、国際情勢に伴う食料生産・供給の不安定化、世界人口の増加に伴う食料需要の増加、国内の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小など、農業を取り巻く状況は近年大きく変化しています。昨年の

夏には、米の品薄や価格高騰が頻繁に報道され、改めて農業や食料について考えられた方も多かったのではないのでしょうか。

国内では、農業人口の減少や高齢化、生産性向上のため、国主導で農業の大規模化・機械化が進められてきました。省力化・効率化が期待されるスマート農業技術の導入も推進されています。

こうした方針は農家の所得向上に一定程度の効果を上げていますが、大規模な農業経営には相応の設備投資が必要で、費用回収に時間がかかることから、誰もが大規模化・機械化できるわけではありません。

もう一つ、大規模化に当たっては、農地の問題もあります。平たんな土地が多い地域では比較的大規模化しやすいとされていますが、中山間地域では平たんな土地が限られていることから、農地を拡張することが難しく、経営面積の拡大は容易ではありません。

また、大規模化に当たって、近い場所の農地を確保できず、管理する農地が離れてしまうと、管理コストが上昇し、収益を押し下げる要因となります。

岐阜県では、中山間地域が県全体の耕地面積の約四九％、農業産出額が県全体の約六割を占め、県農業にとって中山間地域は非常に重要な役割を果たしています。

一方で、中山間地域では人口減少と高齢化が急激に進んでおり、今後、さらに農家が減少し、耕作放棄地が増加すると見込まれます。現在、県内の耕作放棄地の多くは中山間地域にあると言われています。これ以上耕作放棄地が増加すれば、そこに生えている草や雑木を目隠しに鹿やイノシシ、猿などの野生生物が集落に近づきやすくなり、農作物への被害が拡大します。

中山間地域の小規模な農地をどう活用し、農業を守っていくかということは、中山間地域の多い岐阜県にと

つて大変重要な課題です。知事自身、中山間地域である山県市美山地区の御出身で、こうした現状を十分に御承知のことと思います。

そこで、知事にお伺いします。

中山間地域の農業振興についてどのように取り組んでいかれるのか、知事のお考えをお聞かせください。

次に、笠松競馬場のさらなる魅力向上に向けた今後の方針について、知事にお伺いします。

私は、県の地方競馬組合協議会議員を務めさせていただいており、初当選から笠松競馬については様々な角度から質問をしてまいりました。笠松競馬場の魅力向上については、令和五年二月定例会でも質問をさせていただいていますが、今回はさらなる魅力向上に向けた今後の方針について質問をさせていただきます。

笠松競馬は、競馬ブームが去った九十年代後半以降は低迷が続き、廃止の議論が出たことがありました。令和三年度には不祥事の発生によってレースの開催を自粛し、売上げが大幅に落ち込む事態となりましたが、コロナ後にV字回復を果たし、その後はインターネットでの販売を中心に馬券売上収入の増加が続いています。

令和五年度の馬券売上収入は四百五十一億円余りと過去最高額を更新し、令和四年度に続いて二年連続で組合の構成団体である県と笠松町、岐南町に収益配分金が配られました。今年も非常に好調であり、不祥事で離れたファンも戻りつつあると聞いています。これも競馬組合の運営スタッフはもとより、馬主や騎手、厩舎関係者の御尽力あつてのことと思います。

近年は、長年の課題解決に向けた取組も進んでいます。

笠松競馬の経営を圧迫していた借地料問題については、馬券売上に連動する形から、借地料を上限五千元とすることで、全ての有権者に合意が得られ、ようやく決着しました。

円城寺厩舎から薬師寺厩舎への移転についても、令和八年度末の完了に向けて工事が進んでいます。無事に移転が完了すれば、長年の懸念であった放馬事故についても改善される見込みで、よい方向に向かって進んでいると感じています。

集客の面では、昨年四月に人気ゲーム「ウマ娘」とのコラボイベントが開催され、全国からたくさんの方が笠松競馬場に集結しました。以前から競馬ファンには笠松競馬は名馬オグリキャップデビューの地として知られていましたが、「ウマ娘」をきっかけに、これまで競馬から縁遠かった人にも笠松競馬の名が知られるようになり、新たなファンの獲得につながっています。

また、三月三日の岐阜新聞朝刊において、長野県の酒蔵がオグリキャップ生誕四十年を記念した日本酒を今月二十七日の誕生日に販売するとの報道がありました。長野県の酒蔵の製造・販売というのがいささか残念ではありますが、これも一つ笠松競馬のアピールにつながるものと思います。

こうしたイベント等をきっかけに笠松競馬場に足を運んでいただく方が増える一方、笠松競馬の一日平均入場者数は伸び悩み、集客に課題を抱えています。スタンド改修など、老朽化した施設の改修もこれから向けての課題です。

笠松競馬場は、身近に馬が見られることも魅力の一つです。この魅力は、実際に競馬場に足を運んでいただかないと感じていただくことはできません。多くの方に笠松競馬場に足を運んでいただけるよう、さらに魅力向上に向けて取り組んでいきたいと思えます。

そこで、知事にお伺いします。

笠松競馬場のさらなる魅力向上に向けた今後の方針をお聞かせください。

ここに三回目の質問を終わります。

○副議長（伊藤秀光君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） まず、岐阜市の中心市街地活性化に対する県の関わりについてお尋ねをいただきました。皆様覚えておられると思いますが、十数年前、私が商工労働部長に就任して最初に取り組みましたが、岐阜高島屋と柳ヶ瀬商店街の活性化でございました。当時、ゆるキャラランキング総合第一位、すなわちグランプリを取ったやななに、高島屋のちようどステージ前で、「ときどき商工労働部長」の辞令交付をし、柳ヶ瀬を舞台に街コンイベントYANACONを行うなど、商店街の活性化に向けて様々な取組を行ってまいりました。

その高島屋が昨年四十七年の歴史に幕を閉じたことは、誠に残念でなりません。今後の跡地利用につきましては、民間事業者の間で協議が行われるものと伺っております。

中心市街地活性化のポイントですが、これは何と言っても地元の住民や事業者が協力して取り組むことができるか否かです。そのためには、地元自治体である岐阜市が中心となって議論を集約し、青写真を描いていくことが必要です。

岐阜県は、これまでJR岐阜駅の高架事業といったハード整備を中心に支援してまいりましたが、人やモノが集まる岐阜県をつくるには、自治体や事業者などが連携して重層的に取り組むことが必要でございます。特に、岐阜駅の目の前にある問屋街の再生なくして、中心市街地の継続的な発展を望むのは難しいと思われます。岐阜市では、現在、岐阜駅周辺から柳ヶ瀬、さらには市役所周辺までのエリア活性化に向けた取組が進めら

れていると聞いております。加えて、岐阜公園に飲食や土産物を提供する岐阜城楽市を今年四月にオープンする予定と伺っており、新たなにぎわいの創出が期待されております。

他方、さらなる人流の増加に向けましては、こうした拠点の整備だけではなく、駅前問屋街の活性化とともに、柳ヶ瀬、司町、岐阜城、メモリアルセンター、国際会議場など、広域的な視点での活性化とインフラの整備が重要な鍵を握ると考えております。

名古屋のベッドタウンといった発想ではなく、名古屋に住む人、とりわけ若い人たちが週末を岐阜で過ごしたいと思うような、おしやれでわくわくするまちづくりに取り組む必要があると考えております。

今後、県しましては、まずは岐阜市及びその関係者の考えを聞いた上で、どのような支援を行うべきかについて検討してまいります。

次に、中山間地域の農業振興についてお尋ねをいただきました。

中山間地域における農業には、担い手の減少、耕作放棄地の増加、頻発する鳥獣害など、岐阜県のみならず日本の農業が抱える課題の多くが凝縮されており、これらの課題を克服していくことが、鳥獣害のない里山を作り、多様な価値を生む農業を推進するモデルになると考えております。

中山間地域において、今後も安心して農業を続けていくためには、まず何と言っても鳥獣害対策を徹底的に進め、農作物の被害をなくしていくことが不可欠です。私自身何度も経験しておりますが、丹精込めた農作物が野生鳥獣に食い荒らされることで営農意欲を減退させ、農家を辞める方が増える原因となっております。

そのため、従来からの囲いかななどによる捕獲に加え、新たに政策オリンピックを通じ効果的なアイデアを募集するとともに、人工衛星やドローンなど先端的な技術も活用しながら、鳥獣害のない里山づくりを目指し

てまいります。

そして、議員御指摘のとおり、中山間地域は大規模な農業に不向きな区画や耕作されていない農地が多い一方、有機農業や農薬を使用しない栽培などにより、少量多品目の農作物の生産には適しており、楽しむ農業を行うことができる環境が整っております。

そのため、農地や農業資材の確保など、農業への参入障壁を引き下げるとともに、小さな区画や山間部の農地を利用しながら、より付加価値の高い農業を実現し、多くの方が土に触れ、自ら安全・安心な農作物をつくり、これを食べる体験をしながら、楽しみながら農業を始めることができる場づくりを行ってまいります。

これに加え、生産された農作物がその価値を高く評価していただけるよう、新たな販売ルートを確保すると、中山間地域における農業の振興を図ってまいります。

最後に、笠松競馬場のさらなる魅力向上に向けた今後の方針についてお尋ねをいただきました。

これも私が県職員でありました平成二十年代前半の頃は、笠松競馬は大変厳しい状況であり、存続のため、大胆なコストカットに加えて、経営の立て直しを進めておりました。

その後、議員の御指摘がありましたように、インターネットを利用した馬券販売が本格化したこともあり、平成二十五年度には単年度黒字化し、昨年度には四十三年ぶりに年間馬券販売額が過去最高を更新するまでの状況になっております。これもひとえに、笠松競馬に関係する全ての皆様が、数々の困難を克服し、努力をされてきた結果であると敬意を持って受け止めております。

笠松競馬のさらなる発展のためには、こうした馬券販売の好調の中にあっても、決して気を緩めることなく、さらなる魅力向上を図ることが重要です。

具体的には、強い馬を呼ぶことでレースの魅力向上につながる賞金の増額や、こちらも議員から御指摘がありましたけれども、競馬を用いた人気ゲームでありますところの「ウマ娘」とのコラボ企画など各種イベントの開催、さらには会場入場料の無料化に加え、利便性の向上につながるキャッシュレス化にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、地域の方々との交流の場となる秋祭りの開催や小学生が競馬場で馬と直接触れ合う校外学習、さらには人が馬と接することで癒やされるホースセラピーなど、様々な活用を図っております。

そして、現在、競馬の運営に当たって大前提となる安全確保に向けて厩舎移転を進めておりますが、さらに観客席をはじめとした設備の再整備も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（伊藤秀光君） 三十六番 渡辺嘉山君

〔三十六番 渡辺嘉山君登壇〕

○三十六番（渡辺嘉山君） 知事、それぞれ御答弁ありがとうございます。ぜひよろしく願いをいたします。

次に、訪日外国人旅行者への医療提供について、二点お伺いします。

観光庁が発表しました宿泊旅行統計調査によりますと、令和五年の岐阜県への外国人延べ宿泊者数（インバウンド）は百九万五千七百五十人と、コロナ前の令和元年の百六十六万三百三十人には及ばないものの、コロナ明けから急激に回復し、県内を旅行する外国人が増加しています。

二月二十八日に観光庁が発表した宿泊旅行統計調査によりますと、令和六年の岐阜県への外国人延べ宿泊者数は、年間の速報値で二百三十万人を超え、全国十一位となり、過去最高となったとのことです。多くの外国人に旅行先として岐阜県を選んでいただいていることを大変うれしく思っていますし、全ての関係者の皆様の

御努力によるものと推察いたします。

一方、外国人旅行者が県内を旅行している最中、突発的に病気になったり、けがをしてしまったりする場合には、県内の医療機関が対応することになりますから、受入体制をどうするかを考えておく必要があります。

各病院で保険証を持たない外国人患者を受け入れる際には、パスポートなど身分証の確認を行ったり、医療費に関する事前説明を行ったりするなどの体制が必要となりますが、厚生労働省が実施した令和四年度医療機関における外国人患者の受入れに係る実態調査によりますと、岐阜県では八割以上の医療機関で外国人患者の受入体制整備方針や対応マニュアルの整備がされておらず、十分な対応が取られているとは言えません。

外国人患者とコミュニケーションや調整などを行う外国人患者受入れ医療コーディネーターを設置しているのは、調査に回答した七十四病院のうち一病院のみで、病院の対応として最も多いのは、タブレット・スマートフォンなどのデバイスで言葉を翻訳し、対応するというものでした。

最近では翻訳機能が向上しているため、ある程度は翻訳ソフトで対応できる部分があるかと思いますが、医者が正確に患者の状態を把握できているのか、診療費などについてきちんと伝わっているのか、心配な部分は残ります。

なお、訪日外国人患者に係る未収金については、対策をしている病院は一二・二%と少なく、多くの病院で対策をしていない、もしくは方針を定めていないという状況が見受けられます。

高山市では、外国人観光客が滞在しやすい環境をつくるため、ワンストップ受診相談窓口「高山ＱＱ（救急）フォン」を設置しており、高山市を訪れる外国人観光客がけがや病気などをした際に、観光施設、宿泊施設などから二十四時間受診に関する問合せができるようになっていきます。

相談窓口は、観光関連施設と医療機関の間に立って、外国人の受入れが可能な医療機関や薬局を紹介したり、診療にかかる費用など医療制度の質問について説明を行ったりしており、外国人観光客にとって心強い仕組みであるとともに、医療機関の負担軽減にも役立つ取組であると考えます。

さきに申し上げたとおり、コロナ明けから岐阜県への外国人旅行者は増加しており、高山市のような以前から外国人観光客に人気のあった場所だけでなく、これまで外国人旅行者が少なかった場所にも訪問されるようになってきています。こうしたことから、全県で、もしもの場合に備えた受入体制を整備していく必要があるのではないかと思います。

そこで、健康福祉部長にお伺いします。

外国人旅行者の医療機関での受入体制の整備を支援していく必要があると思いますが、これまでの実績と、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

続いて、外国人旅行者の旅行保険未加入への対応について、観光国際部長にお伺いします。

訪日外国人の増加に伴い、彼らの医療費の未払いが問題になっています。

厚生労働省がまとめた医療機関の外国人患者受入れに関する二〇二三年度の実態調査によりますと、二十三年九月の一个月間に、医療渡航を除き、訪日外国人を受け入れた全国の病院のうち、外来で八・八％、入院で二九・八％の診療費の未払いがありました。未収金の総額は、外来で約百九十一万円、入院で五千八百十五万円となっており、コロナ前の令和元年度と比べると未収金は増加傾向にあります。

日本の健康保険に加入していない訪日客が病气やけがで医療機関を受診した際、自由診療で費用が高額になりやすいということ、また日本語を理解できない場合は通訳料が加算されることがあり、さらに医療費が高額

になることがあるという事情もありますが、医療費を支払わないまま帰国されてしまうと、後から支払ってもらうことは困難です。

発生した未払いの医療費は病院が自己負担しているのが現状で、これが積み重なれば病院だけでは抱え切れず、病院の破綻につながるおそれがあります。最終的には、未払いの医療費が日本国民の税金や健康保険料の負担増加につながる可能性もあります。今年度は前年度より外国人旅行者が増加していることから、医療費の未払いもさらに増える可能性が高いと考えられます。

日本政府は、これらの問題に対処するため、訪日客に対して旅行保険の加入を推奨していますが、観光庁が実施した訪日外国人旅行者の医療に関する実態調査によりますと、民間医療保険に加入していた方は約七三％ですが、日本政府観光局（ＪＮＴＯ）等で周知している日本入国後に加入可能な旅行保険（インバウンド旅行保険）についてはあまり知られていません。

医療費の未払いを防ぐためには、例えばツアー企画の段階で保険加入を求めたり、外国人観光客の多い地域のホテル、旅館などにチラシを置いていただいたりといった対応が考えられます。

そこで、観光国際部長にお伺いします。

県としても機会を捉え、外国人旅行者に保険加入の必要性を周知していく必要があると考えますが、県のお考えをお聞かせください。

最後に、教員の精神疾患による病気休職者を減らすための取組について、教育長にお伺いします。

文部科学省の令和五年度公立学校教職員の人事行政状況調査によりますと、鬱病などの精神疾患により休職した公立学校のエデュケーション職員は七千百十九人で、前年度の六千五百三十九人から五百八十人増加し、三年連続で過

去最多を更新しました。令和元年度から令和五年度の過去五年間の推移を見ても病氣休職者数は増加しており、五年前の令和元年度の五千四百七十八人と比較すると千六百人以上も増加しています。

性別で見ると、男性二千八百六十六人に対し、女性が四千二百五十三人と多く、年代別では三十代が最も多くなっています。割合から見ると、二十代から五十代の各世代に広く精神疾患による休職者が見られます。

一か月以上病氣休暇を取得した方を含めると、一万三千人を超える方が精神疾患を理由にして病氣休暇を取得または休職している状況です。

本県の状況はというと、病氣休職をした教員百二十二人のうち百三人が精神疾患によるもので、休職理由の多数を占めており、過去五年間で増加傾向にあります。

こうした教員が増えた理由は幾つか考えられます。

まずは教員の多忙さです。学習指導要領の改訂により、小学校で英語が必修化されるなど、新たな仕事が増しました。

令和五年度の文部科学省の調査によれば、各月の時間外在校等時間がいわゆる過労死ラインと呼ばれる月八十時間以上勤務している教員は、小学校教諭で二・一％、中学校教諭で八・二％となっています。少なく見えますが、週単位で見ると過度な労働時間になっています。また、この調査には自宅での業務が含まれていないため、これを含めると時間外に行く業務時間はさらに多くなることが予想されます。

また、保護者の理不尽な要求への対応や特別な支援が必要な子へのケアも増えており、教員のストレス状況は以前より高まっています。

特に若い先生の場合は、不調を相談できる関係性が希薄だと、ぎりぎりまで頑張り続け、助けを求めないと

どうにもならないとなつたときには重症化していることもあります。

また、団塊世代の大量退職に伴い、子育て世代の若手が増加し、産休・育休を取られた方の代替職員の補充に苦勞されており、代替教員が確保できないときのフォローや、その調整に苦勞されている話も聞いています。中堅以上の教職員や管理職もメンタル不調のリスクは小さくありません。こうした負のスパイラルが起きている現状を改善しなければならないと考えます。

そこで、教育長にお伺いします。教職員の精神疾患による病氣休職者を減らすために、今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長（伊藤秀光君） 健康福祉部長 丹藤昌治君。

〔健康福祉部長 丹藤昌治君登壇〕

○健康福祉部長（丹藤昌治君） 訪日外国人旅行者への医療提供についてお尋ねをいただきました。

このうち、医療機関での受入体制整備についてお答えを申し上げます。

県内には、外国人患者について、入院を要する救急患者に対応可能な医療機関は十か所あり、受入れが可能な医療機関は四十一か所あります。県では、これらのリストをホームページ上で公開しています。

また、これまでに、このうち十三の医療機関に対して、外国人患者を受け入れる体制を整備するため、医療通訳者の雇用に係る人件費や医療通訳サービス等の導入に係る経費を支援しております。

さらに、医療関係者、県国際交流センター、市町村等で構成する岐阜県外国人患者受入体制整備協議会を設

置き、外国人患者受入れに係る課題等を毎年議論しております。

これまでのところ、在留外国人に関する話題が中心であり、外国人観光客に係る受入れの課題は顕在化していませんでしたが、今後、外国人観光客が急増する場合に備え、協議会において必要な対応策を議論してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 観光国際部長 崎浦理加君。

〔観光国際部長 崎浦理加君登壇〕

○観光国際部長（崎浦理加君） 外国人旅行者の旅行保険未加入への対応についてお答えいたします。

旅行保険への加入は、医療費の未払い防止のほか、外国人旅行者にとっても治療費の補償や通訳サービスなど、旅行中の安全・安心の確保につながるものと考えております。

そこで、県の外国人向け観光サイトにおいて、国の関連ホームページを紹介して出発前の事前加入を促すほか、海外旅行博に出展する際には、ツアーを企画する現地旅行会社や一般来場者に対し、案内チラシの配布などにより働きかけてまいります。

また、入国後でも加入可能な旅行保険について、東海四県などが加盟する中部国際空港観光案内実施協議会が設置している空港内の観光案内所において、周知を図ってまいります。

さらに、県内の旅館・ホテル及び市町村に対し、外国人旅行者への周知への協力を依頼してまいります。

県といたしましても、国とも連携しながら、様々な機会を通じて、加入促進に向けて取り組んでまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 教員の精神疾患による病気休職者を減らすための取組についてお答えをします。

文部科学省の調査によると、精神疾患の要因は児童・生徒への指導に関わることと職場の対人関係がほぼ半数を占め、本県でも同様の傾向となっております。

この背景には、教員の多忙化、さらに四十代が少なく、若い世代が増えたために、教員同士が日頃の悩みを周りに気楽に相談し、互いに支え合える関係性が希薄になっていることが考えられます。

このため、引き続き外部人材の活用などにより教員の多忙解消を図るとともに、来年度からは公立小・中学校で、教頭の事務的業務をサポートする人材を新たに配置することで、教頭が教員の不調を早期に発見でき、さらには教員が教頭に気楽に相談できる体制をつくってまいります。

それでもなお対人関係に問題が生じた場合には、管理職や教育委員会の職員らが丁寧に相談に乗り、専門家による適切なサポートが受けられる体制を図るとともに、人事配置にも十分配慮をしてまいります。

さらには、多くの職員が同じ空間で過ごし、その関係性を深めることができる環境の創出にも努めてまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 十番 森 益基君。

〔十番 森 益基君登壇〕（拍手）

○十番（森 益基君） 十番 森 益基です。

初日の一般質問も私が最終でございます。今しばらくお付き合いをいただきたいと思います。

改めて、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。今回は二項目についてお尋ねをしてまいります。

最初に、外国人県民に対する支援策について、清流の国推進部長と商工労働部長にそれぞれ伺いをいたします。

現今、県内では外国人県民の方が住んでいない市町村はなく、昨年六月末時点で、岐阜県人口の三・七％に当たる七万一千六百十七人の外国人の方が県内各地で生活をしてみえます。県民の皆様方には、実際にスーパ―やコンビニなどでお買物をするときなど日常生活の中で見かけることも多くなっていることと思いますし、既に同じ職場で一緒に働いているという方もいらっしゃると思います。

本件については、昨年十二月議会にて、同志議員の牧田県議が同趣旨の質問をされており、清流の国推進部長からは、在住外国人相談センター、日本語学習支援センターなどを運営し、外国人県民の方々の日常生活や日本語習得に対する支援を進めているとの答弁でありました。

そうした中、本年一月二十八日、ミナモホールで開催された岐阜県多文化共生シンポジウムで、自治体の取組について発表をされた私の地元、中津川市では、令和三年度、県と連携したモデル日本語教室として「生活のための日本語教室」を開催、翌令和四年度からはその名称を「なかつがわ日本語ひろば」と改称し、令和五年度からは多文化共生推進補助金や地域日本語教育コーディネーターの支援により事業運営を継続。日本語を学習したいという意欲を持って参加する外国人県民の方々が年々増え続けているとの内容でありました。

また、この事業では、外国人県民の方に日本語を教えたい、話したい、仲よくなりたいといった思いを持ち、積極的に関わってくださる地元地域のボランティアの方も多く見え、最近では小・中学生の参加もあるとのことでした。

本県、岐阜県においては、令和元年度、清流の国推進部内に外国人活躍・共生社会推進課が設置され、外国

人県民支援の総合調整機能としての役割を持ち、各部局が連携し、様々な施策を展開してきたと承知をいたしております。

特に、岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針に基づき、多文化共生に向けた取組がなされてまいりました。しかしながら、単なるイベントとは異なり、どこかに明確なゴールがあるわけではなく、継続的な取組が求められています。

今後も外国人県民の方々の増加が予測されることから、そのニーズは一層高まる傾向にあり、充実した取組がさらに必要となることは間違いありません。さきに御紹介申し上げた中津川市の事業では、一一九番通報やごみの分別収集に関わることなど社会のルールや独自の習慣・慣習など、幅広い分野のテーマで実施されていると伺いました。来日してまだ日が浅いと、日本の災害についてよく理解されていない方もいらっしゃると思われるので、今後は災害について学ぶ機会の支援もあるとよいのではないかと考えます。

そうした観点から、外国人県民を受け入れる私たち日本人側の意識や体制をいま一度見詰め直す必要が増してきたとも言えます。

外国人県民が地域に溶け込み、仕事をし、結果として納税者となってもらえれば、社会全体にとって有益なことであり、多文化共生を進めていくためには、日本人に対する支援と同様、生活者としてのライフステージに応じた支援が必要となります。出産、子育て、学校、進学、就職、医療、年金、高齢化、そして災害対策など、課題は日本人と同様であります。むしろ、宗教や食事などの文化が違うため、さらに手厚いケアが必要となる場合も想定されます。

本来、外国人に対する施策は、一義的には国が主体的に取り組むべき分野であると考えます。実際に、こう

した分野は法務省が中心となつて進めてきたと承知していますが、在留資格であれば法務省、日本語教育であれば文部科学省、医療・年金であれば厚生労働省といったように、具体的な施策が多く、省庁にまたがり、逆、逆に諸調整が難しい面もあると思います。

地方自治体においても、部局間の調整が必要になる課題が生じてくるのではないかと推測されます。それゆえに、外国人県民の数が増え続ける中で、漫然とこれまでと同じことをしていけばよいというわけにはいかなさうと思えるのです。継続していくべき分野、さらに強化していくべき分野、新たに実施していくべき分野などを見極め、常に事業の検証が必要であると考えます。

本県では、今年度、岐阜県日本語教育実態調査の中で外国人県民を対象とした調査も実施され、生活の現状やニーズの把握に取り組まれています。

また、岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針の柱である地域における日本語教育の充実を実施するための岐阜県日本語教育の総合的な体制づくり実施計画は、令和二年度から令和六年度までの五か年計画であり、新たな計画の策定時期を迎えています。

そこで、清流の国推進部長にお伺いをいたします。

岐阜県日本語教育実態調査で見えた課題と、次期岐阜県日本語教育の総合的な体制づくり実施計画における対応について、その考えをお伺いいたします。

他方、東京商工会議所が二〇二三年に実施された多様な人材の活用に関する調査によれば、日本企業における外国人材の雇用ニーズは年々高くなっており、二〇一九年の数値で既に外国人材を受入れている割合が一九・三%であったものが、二〇二三年では二六・六%と伸びており、今後受け入れる予定・検討中の数値も三

○・三％に至っています。業種別のニーズでは、「既に受入れている」の割合で、宿泊・飲食業の四四・五％が最も高く、次いで製造業三六・七％、建設業二二・八％、介護・看護業二二・二％と続きます。

昨年十二月議会において、同志議員の所県議が建設業における外国人材の受入れに向けた取組についての質問をされて、令和六年度の県内建設業者へのアンケート調査では、「支援があれば受け入れたい」とする割合が前年の六〇％から七三％まで増加したとの答弁もありました。

また、振り返ってみれば、平成二十年（二〇〇八年）に、愛知・三重・岐阜と名古屋、東海三県と一市による外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章を取りまとめ、毎年、憲章普及セミナーを開催するなど、地道な活動を続けられています。この憲章の目指すところである外国人労働者の適正雇用や日本社会への適応という内容は、今後さらに重要性が増すことは間違いないことであります。

御案内のとおり、昨年、国においては、入管法の一部を改正し、新たな在留資格が創設されました。端的に申し上げれば、現行の技能実習制度を見直し、二〇二七年までに育成就労制度へ移行するとされました。現在、我が国は社会全体として、人手不足ということもあり、長期的な雇用を可能とし、我が国の産業を支える人材を確保する、その目的もあるようではありますが、引き続き注視していくべきと考えます。

そこで、商工労働部長にお伺いをいたします。

申し上げたように、令和六年六月二十一日、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布され、これにより技能実習制度が育成就労制度に変更となりますが、本県においては今後どのような対策を講じていかれるのか、その考えをお伺いいたします。

次に、県が開発した酒米の新品種酔むすびの今後の生産対策と酔むすびを使用した日本酒の販路拡大について、わくわくしながら、農政部長と商工労働部長にお伺いをしてまいります。

つい先日、二月二十一日、アクティブGにおいて、岐阜県が開発した東濃産の酒米品種酔むすびを使用した新酒のお披露目会が開催されました。お披露目会には、江崎知事さん、水野県議会議長さん、生産者の皆さん、岐阜県酒造組合連合会の皆さん、そして東濃を中心とした九つの酒蔵をはじめとし、数多くの関係者の皆さんが出席をされ、大変盛況なお披露目会でありました。

岐阜県では、主に飛驒地域で酒米ひだほまれが栽培されていますが、東濃地域などの酒蔵から、地域で栽培した酒米を使い、地域のオリジナルブランドとなる地酒を造りたい、そうした要望に応え、東濃地域に適した酒米酔むすびが開発をされました。岐阜県が開発した酒米としては、ひだほまれ以来、実に四十二年ぶりの新酒米となりました。

令和六年度から東濃地域の農業者などで組織する研究会を立ち上げ、十一の生産者が水田約七ヘクタールで栽培。収穫した酒米を用いて県内九つの酒蔵で酒造りを行い、めでたくお披露目の日を迎えることができたわけであります。

改めて、一連の事業に携わられた中山間農業研究所中津川支所、恵那並びに東濃農林事務所、食品化学研究所、そして生産農家の皆さん、酒蔵の皆さんの御尽力に敬意と感謝の意を表する次第であります。

近年では、主食用米の価格変動が激しく、生産農家の所得が不安定であったことから、地域のおいしい水と米と酒蔵の技を結び、地域ブランドとして高付加価値をつけ、安定した需要と価格により所得確保を目的とした取組が進められてきたところでありますが、今後は生産技術の平準化や品質向上に関する活動を通して酔む

すびによる新たな産地の創出を目指してほしいと願い、期待を寄せるものであります。

そこで、農政部長にお伺いをいたします。

二月十四日、恵那農林事務所において開催された合同成果検討会では、酒米の新品種酔むすびの安定した需要と価格により生産者の所得確保が期待できることや恵那地域での新品種普及に向けた作付体系・栽培技術や生産流通体制の検討など、多岐にわたる研究報告がなされました。これまでの研究や本年度の栽培結果も踏まえ、今後どのように生産対策に取り組んでいけるのか、その考えをお伺いいたします。

さて、皆さんも御案内のとおり、昨年十二月に日本酒などの伝統的酒造りが国連教育科学文化機関（ユネスコ）に登録されたこともあり、日本酒ブームが沸き起こっています。

特に輸出は増加傾向にあり、日本食の人気を背景に、二〇二四年上半期の日本酒の輸出額は二百四億円で、前年同期比二％増。大きな市場であるアメリカでは、米大リーグ大谷翔平選手の活躍で、ドジャーク・スタジアムVIPシートに日本酒や日本食が加わることで話題となっているとの新聞記事もありました。

また、昨年十二月議会で、我が自民クラブ、高殿県議が代表質問の中で日本酒、とりわけ岐阜の地酒の海外での販路拡大に向けた取組について質問をされ、今が絶好のチャンスであるとの答弁がありました。まさにそのとおり。十月には、フランス・パリにあるソムリエ養成校イフコにおいて、ソムリエ志望の学生らに岐阜の地酒の魅力を訴えとともに新たな販路の糸口をつかもうと、県と県内六つの酒蔵による日本酒セミナーが初めて開催をされたところであります。

岐阜県内の日本酒の輸出量も二〇二三年度三百八十五トンと、十年前と比べれば約三倍に増えているのと、着実に海外への販路が拡大・拡充してきていると言えます。

このセミナーを紹介した新聞記事によれば、現地のソムリエが、日本酒を売り込むときに例えば岐阜県の豊かな自然や酒蔵のストーリーも一緒に伝えることはよい効果を生むだろうとコメントされたと書かれています。

酔むずびを用いた新酒のお披露目の翌日、私は恵那の酒蔵の蔵開きに行きました。無論、酔むずびの新酒もありましたが、毎年参加されている常連さんと意気投合しているインバウンドのグループをお見受けいたしました。

この時期に各酒蔵の蔵開きに出かけられる酒徒（酒飲みの仲間・酒好きの人）はもちろんのことでありますが、インバウンド向けにも飛驒の酒蔵や東濃の酒蔵、岐阜県内の酒蔵を巡るバスツアーなどを仕掛けたら、岐阜の地酒の魅力がさらにさらに広がっていくのではないかと考えました。

二月十三日の日本農業新聞には、宮城県登米市の宮城県登米総合産業高校で、生徒さんたちが丹精込めて栽培した環境保全米を使った二種類の特別純米酒を完成させた。農水省環境負荷低減の認証を受けた日本酒は日本で初となるこの記事がありました。

また、今ほど渡辺県議の質問の中で御紹介がございましたが、有馬記念を二度制した名馬オグリキャップの生誕四十周年を記念した日本酒を長野県内の酒蔵が製造し、三月二十七日から販売されるとの記事もありました。

これまで申し上げたように、日本中で日本酒ブームが沸き起こっている昨今、酒米の研究とともに全国各地のあらゆる分野で日本酒の製造が行われています。

そこで、改めて商工労働部長にお伺いをいたします。

今ほど述べましたように、全国各地では酒米の生産と、それを生かした酒造りに果敢にチャレンジする事例が多く見られています。本県においても新品種の酒米酔むすびを使用した日本酒のPRと販売促進に取り組んでいくことが必要だと考えますが、今後の販路拡大に向けたお考えをお伺いしたいと存じます。

私自身が酒徒、酒好きでありますので今回の質問をいたしました、積極的に休肝日を取りつつ、健康には十分留意して、岐阜県が四十二年ぶりに開発した新酒米酔むすびを使用した地酒を皆様にもぜひ御賞味いただきますようお願いを申し上げます、質問を締めくくります。

御清聴誠にありがとうございます。

(拍手)

○副議長（伊藤秀光君） 清流の国推進部長 市橋貴仁君。

〔清流の国推進部長 市橋貴仁君登壇〕

○清流の国推進部長（市橋貴仁君） 外国人県民に対する支援策のうち、岐阜県日本語教育実態調査で見た課題と次期の岐阜県日本語教育の総合的な体制づくり実施計画における対応についてお答えをいたします。

今回の調査では、外国人県民の約七割の方が、病院を受診する際や役所の手続などの日常生活で、日本語が分からず困ったことがあると回答をされております。また、受入団体からは、行政に対して、日本語教室の充実や雇用企業との連携体制の構築などを求める意見が多く寄せられました。

これを踏まえ、次期実施計画におきましては、外国人県民と接する機会の多い役所の窓口や外国人雇用企業などにおいて、外国人県民に理解しやすい「やさしい日本語」を使用できるよう研修等を充実してまいります。また、日本語教室の空白地域の解消に向けた教室の新規開設や日本語教育人材の育成を推進するとともに、外

国人雇用企業への日本語教育コーディネーターの派遣を実施してまいります。

さらに、今回の調査では、能登半島地震を受けて災害に関する質問をしたところ、避難する際に日本語が分からず不安を感じる方が多いことが分かったことから、外国人県民が日本語習得と併せて災害や防災活動を受ける講座を新たに実施してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 商工労働部長 兼松伸和君。

〔商工労働部長 兼松伸和君登壇〕

○商工労働部長（兼松伸和君） 二点御質問をいただきました。

まず、技能実習制度から育成就労制度への変更に伴う今後の対策についてお答えします。

育成就労制度は、高度人材の育成及び将来の家族帯同など、長期雇用を視野に入れた制度でございます。さらに転籍も容易となり、よりよい労働条件や住環境を求めて人材の流動化が予測されます。

そのため、まず企業にはこれまで以上に外国人材に選ばれるための努力が求められます。例えば働きやすい環境を整えたり、長く働けるキャリアプランを示すといった対応が必要です。これについては、県も個別相談・コンサルタント派遣など、企業の伴走支援をしてまいります。

加えて、外国人材とその家族が安心して暮らせる地域づくりも重要となります。そのためには、地域を挙げた生活支援の充実、幅広い支援体制の強化が不可欠です。

そこで、来年度は、県の複数部局、国のほか、地域生活に密着する市町村、外国人支援機関等によるプラットフォームを新たに立ち上げます。そして、受入企業や地域によるサポートの先進事例・課題の情報共有を行い、参画機関の連携を強化し、優れた外国人材の確保とより安定した定着の対策を検討し、実行してまいります。

す。

続きまして、酔むすびを活用した日本酒の今後の販路拡大についてお答えいたします。

先月の酔むすびを使用した新酒お披露目会では、香りも高く飲みやすいなどの高い評価を多くの方からいただき、私どもも確かな手応えを感じました。一方で、この酒米は誕生したばかりのため、まずはブランドイメージ向上が重要であると考えております。

そこで、酒米生産者や酒蔵とも連携しながら、地元ファンの獲得支援として、ギフトショップの試飲コーナーの充実、酔むすび誕生のストーリーを伝えながら、中京圏でのPRイベントを実施してまいります。

また、首都圏・関西圏の百貨店やショッピングモールをターゲットにした効果的なPRのほか、バイヤー向け商談会への出展、食と合わせた日本酒のペアリングプロモーションを実施してまいります。

さらに、海外へは、見本市やフェア出展のほか、新たに外国人消費者向けの地酒ガイドを制作するなど、酔むすびを含めた岐阜の地酒全体の魅力発信を行う中で、ブランドイメージ向上を図ってまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 農政部長 足立葉子君。

〔農政部長 足立葉子君登壇〕

○農政部長（足立葉子君） 酔むすびへの並々ならぬ御期待をいただきましたので、酔むすびの今後の生産対策についてお答えいたします。

今年度から本格的な生産に初めて挑戦した酔むすびについては、収穫量が酒蔵の要望からやや下回る結果となりました。

その要因としては、コシヒカリなどの一般品種に比べ穂の数確保しづらく、植え付ける苗や肥料を増やす

必要がありましたが、それが徹底できていなかったことにあります。そこで、次年度は品種に適した管理が行われるよう丁寧に指導してまいります。

また、一般品種と同様に、想定外の高温による発育不良やカメムシ被害が多かったことも要因です。このため、県研究機関において、穂の出る時期を遅らせ高温に適応する栽培方法を研究するとともに、カメムシ対策の徹底を呼びかけてまいります。

次年度は、酒蔵から生産量の増加を要望されておりますので、栽培管理の改善で収量を高めるとともに、面積も本年度の一・四倍となる九ヘクタールに拡大する予定です。

酒米は一般品種より高値で販売できるお米であり、農家所得の向上に向け、需要に応じた増産に取り組んでまいります。

+++++

○副議長（伊藤秀光君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前十時までに御参集願います。

明日の日程は追って配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時五十三分散会

第二号
三月五日

+++++